

# 会 報

## 公認会計士三田会



### 21世紀に向けた塾長の年頭所感

—塾出身士補合格通算30年間首位—

慶應義塾長 安西 祐一郎

新年明けましておめでとうございます。

私は、鳥居泰彦・前塾長の後を受け継ぎ、昨年5月28日に、塾長に就任いたしました。

福澤諭吉先生建学の精神のもとで、144年の伝統を培ってきた慶應義塾を、国際社会から尊敬の念をもって迎えられる学塾とすべく、私は、全力を尽くす所存です。

公認会計士三田会の皆様も、さらなる慶應義塾の歩みに、これからも参画していただくことを、切に願っております。

2001年度は、慶應義塾大学から、公認会計士第二次試験に155名が合格し、大学別合格者数で、通算30年間・連続27年間・首位の座を獲得することとなりました。

新しく会計士補となられた方々の、今後のご活躍を期待するとともに、これまでの公認会計士三田会の皆様、関係者の皆様のご指導・ご尽力に、深く感謝申し上げます。

福澤諭吉先生は、幕末から明治への未曾有の転換期を、冷静なる「知」、暖かなる「情」、揺るぎなき「意」の絶妙なバランスによって先導されました。

「知」「情」「意」の鼎立によって当時の人々の心の深奥を捉え続けた、福澤諭吉先生の強靱な「常識の精神」こそ、混沌としているかに映る今日の状況を越えて、新たな世紀を創るために慶應義塾が世に甦らせるべき大切な精神であります。

慶應義塾の使命は、福澤諭吉先生建学の精神のもとに、人を育み、学問と価値を創り、実世界を開拓し、世界に貢献することを通して、社会を先導することにあります。

この使命が果たされる時、慶應義塾は、21世紀の世界のリーダーとしての地位を揺るぎないものとして、国際社会から尊敬の念を持って迎えられる学塾となるでしょう。

皆様には、これからも、この慶應義塾の使命を達成するため、新たな実業の世界を切り拓かれることを期待しております。

公認会計士三田会を通じて、さまざまに活発な活動をされておられる、西野清代表世話人をはじめ塾員の皆様、関係者の皆様に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

末筆ながら、公認会計士三田会と、三田会会員の皆様、関係者の方々のご健勝と、ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。

# 公認会計士三田会・会報 (26号)

—平成14年1月29日発行—

## —目 次—

1. 21世紀に向けた塾長の年頭所感…………… 慶應義塾長 ……安 西 祐一郎 ……1 A  
—塾出身士補合格通算30年間首位— (昭44工49工博卒)
2. 年 頭 所 感…………… 総 理 大 臣 ……小 泉 純一郎 ……3 A  
—21世紀に向け聖域なき構造改革— (昭42経済卒)
3. 社会人専門家への育成に向けて…………… 商 学 部 長 ……十 川 廣 國 ……4 A  
—商学研究科 (AAPs) の開設— (昭41商46商博卒)
4. 21世紀に向け経済産業政策展望…………… 経済産業大臣 ……平 沼 越 夫 ……5 A  
—塾出身初の経済産業大臣の就任— (昭37法学卒)
5. 特殊法人廃止・民営化の正念場…………… 行革担当大臣 ……石 原 伸 晃 ……7 A  
—塾出身初の行革担当大臣の就任— (昭56文学卒)
6. 協会公会計委員会委員長の提言…………… 公 認 会 計 士 ……徳 江 隆 ……9 A  
—藤沢市常勤監査委員3期目就任— (昭35経済卒)
7. CPE制度・研修会企画の充実…………… 公 認 会 計 士 ……一法師 信 武 ……11 A  
—継続的専門研修担当常務理事に— (昭42商45商修卒)
8. 試験制度改革と実務補習制改善…………… 公 認 会 計 士 ……佐 竹 正 幸 ……13 A  
—会計士補制度担当常務理事就任— (昭46商学卒)
9. 随筆・高千穂紀行・神話の世界…………… 公 認 会 計 士 ……向 山 清 志 ……15 A  
—霧島神宮・伊勢神宮・橿原神宮— (昭26経済卒)
10. 〈社中交歓〉
  - ①企業会計基準設定主体の新発足…………… 公 認 会 計 士 ……山 田 辰 巳 ……17 A  
—日本の国際会計基準への新対応— (昭51商学卒)
  - ②学校法人監査の問題点への解明…………… 公 認 会 計 士 ……森 公 高 ……19 A  
—学校法人委員会担当常務理事に— (昭55経済卒)
  - ③レビューの定着と法制化の必要…………… 公 認 会 計 士 ……太 田 達 也 ……21 A  
—四半期決算・今後の方向と課題— (昭56経済卒)
  - ④大手監査法人豪州事務所の体験…………… 公 認 会 計 士 ……牧 野 宏 司 ……23 A  
—貴重な海外勤務3年からの帰朝— (平1経済卒)
  - ⑤塾出身女性の13年合格迄の努力…………… 公 認 会 計 士 ……篠 原 あずさ ……25 A  
—公認会計士監査業務を経験して— (平7商学卒)
  - ⑥2次試験合格から今日を顧みて…………… 公 認 会 計 士 ……田久保 敦 子 ……27 A  
—公認会計士夫妻の監査法人勤務— (平2文平5法卒)
11. 通算30年間・士補合格首位堅持…………… 公 認 会 計 士 ……西 野 清 ……29 A  
—1970年～2001年迄の32年の間で— (昭22経済卒)
12. 義塾の近況について—平成13年から—……………塾員センター ……34 A
13. 第2次試験年別合格表・10大ニュース……………三田会編集局 ……35 A

# 年 頭 所 感

## —21世紀に向け聖域なき構造改革—

総 理 大 臣 小 泉 純 一 郎

新年明けましておめでとうございます。

昨年12月1日、内親王殿下のご誕生を迎え、  
公認会計士三田会の会員の皆様とともに、心から  
お祝い申し上げます。

私は、昨年4月に内閣総理大臣に就任して以来、  
我が国の「聖域なき構造改革」に全力で取り組ん  
でまいりました。

「改革なくして成長なし」の信念の下、経済、  
財政、行政、社会をはじめ、あらゆる分野におい  
て数々の改革を実行しております。

何より必要なのは、改革断行に向けた強い意志  
です。

日本経済を再生し、我が国の明るい未来を実現  
するため、本年も、断固たる決意で改革を進めて  
まいります。

21世紀の幕開けの昨年、世界にとって試練  
の年になりました。

米国で発生した同時多発テロは、人類全体に対す  
る攻撃であり、平和で安全な社会に対する挑戦です。

テロリズムに対しては、我が国としても毅然  
として闘っていかねばなりません。

こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、国際  
社会と協力しつつ、主体的かつ積極的な取り組み  
を続けてまいります。

新しい時代を迎え、国民一人ひとりが生きがい  
を持って安心して、暮らせる社会を実現すること  
が、これからの政治の役割であり、責務でありま  
す。

公認会計士三田会の会員の皆様の一層のご理解  
とご支援をお願い申し上げますとともに、ますます  
のご健勝とご多幸を、衷心よりお祈りいたします。

## 社会人専門家への育成に向けて

### —商学研究科 (AAPs) の開設—



商 学 部 長  
商学研究科委員長 十 川 廣 國

グローバル化という大きなうねりは、社会にさまざまな影響をもたらして来ています。21世紀に入りその影響は産業経済、企業経営のみならず多様な分野に及びつつあります。公認会計士、弁護士といったプロフェッショナル、また行政などに携わるプロフェッショナルにとっても今日の環境変化とその影響を洞察し、時代をリードする理論的な能力向上の必要性が問われています。

商学研究科は研究者だけでなく、リーダーとして、時代の変化に対応し経済社会の運営に携わることのできるプロフェッショナルを育成することも重要な使命であるとする基本理念を掲げています。こうした理念に基づいて商学研究科では、21世紀における社会的使命を果たすべく、プロフェッショナルのためのアカデミックな教育プログラム (AAPs; Academic Program for Professionals) を開設することになりました。

このプログラムは基本的には、一般学生対象と世界銀行租税留学制度による留学生対象という商学研究科修士課程にすでに存在する二つのプログラムをベースにするものです。特徴は入学したプロフェッショナルが自らのテーマに応じてカリキュラムを考え研究を進めていくところにあります。こうした特徴は、プロフェッショナルと一般学生そしてワールドバンク・プログラムの留学生が研究・教育の場を通して接触し、相互作用することによって、お互いの能力向上につながるものと考えられています。また当プログラムの開発にあたっては、基礎的な科目の充実、さらには環境、イノ

ベーション、ファイナンス、非営利組織、戦略といった問題を、経済・経営・商業・会計という4つの専門分野を横断する視点から論じる科目の増設によって、時代の変化をより洞察することができるようにも努めています。

このような理由から、また、選抜が書類審査 (1次試験) と面接 (2次試験) によるために、AAPsの出願資格は限定されたものになっていますが、公認会計士第二次試験合格者も出願資格対象者に含まれています。現在のように変化が激しい時代にあたっては、公認会計士に対するニーズも高度化・多様化し、今後新たな問題領域に臨む機会がますます増加するものと思われます。そのようなときには、表面的な対応に終始するのではなく、基礎となる理論をしっかり押さえた上での対応が求められているのではないのでしょうか。

慶應義塾大学商学研究科では、会計試験および公認会計士の皆さんに、社会を動かす基本的構造的メカニズムを理解するための勉強を行う機会を提供できるものと考えています。

21世紀は、今後さらなる変化と多様な問題を生み出す時代と思われる。慶應義塾大学大学院商学研究科は絶えず時代の変化を見据え、研究・教育の充実のために努力を続けます。

AAPsに関する詳細は、慶應義塾大学ホームページ (<http://www.gakui.keio.ac.jp/rishu/info/mita/sho/apps.html>) をご覧になるか、三田学事センター商学研究科担当 (03-5427-1558) までお問い合わせ下さい。なお、募集要項は三田キャンパス正門警備室で1部千円にて販売しています。ご参考迄に出願資格は以下の通りです。

**出願資格** 学士号以上を有し、以下の①または②に該当し、就学に支障のない者。

- ①調査・研究業務に3年以上従事し、研究業績 (著者・論文・報告書を指す) を有する者。
- ②以下のいずれかに該当する者。
  - a) 公認会計士第二次試験合格者
  - b) 税理士試験合格者 (または税理士)
  - c) 司法試験第二次試験合格者 (または弁護士)
  - d) 国家公務員試験1種または地方公務員試験上級合格による公務員

## 21世紀に向け経済産業政策展望

—塾出身初の経済産業大臣の就任—



経済産業大臣 平 沼 赳 夫

### ○はじめに

経済産業省が昨年1月6日に発足してから一年が経ちます。昨年は、我が国にとって、経済が長期にわたって低迷し、社会の閉塞感が拭えない中、経済を立て直し、自信と誇りに満ちた経済社会を実現するための挑戦を続けた一年でした。

戦後の発展を支えてきた我が国の経済社会システムが昨今の大きな環境変化に必ずしも十分に対応できなくなっている中、経済の基本的な成長力を高めるための構造改革を推進し、我が国の新たな発展の芽を育て、経済を活性化していくことが、経済産業省に課せられた大きな使命です。

経済運営や経済構造改革、環境・エネルギー問題、イノベーションと技術開発、消費者問題、地域経済や中小企業、さらには戦略的な対外経済関係の構築といった様々な課題が山積しており、総力を挙げてこれらに取り組んでいきます。

そのような観点に立ち今後の経済産業政策についての私の所感の一端を申し上げたいと思います。

### ○景気回復に向けた機動的な経済運営と経済構造改革

我が国経済は、世界経済の同時減速の中、米国でのテロ事件の影響などによって、不透明感を増しております。世界第二位の経済大国として、我が国経済の自律的回復を実現することは国際的責務でもあり、経済構造改革を始め、果断な政策運営を行っていくことが求められています。

こうした認識のもと、私は、経済産業大臣とし

て、国民の未来への挑戦を可能とし、個人や企業の潜在力を最大限に発揮するための「前向きの構造改革」を積極的に推進するため、新しい産業や雇用を生み出す生産性やニーズの高い成長部門への経済資源の自律的なソフトを、強力に推進するための施策を強力に推進すると共に、雇用・中小企業に係わるセーフティネットの充実を図るなど、政策立案の最前線に立って、総合的な施策パッケージを打ち出してきました。今後共、経済産業省は我が国経済の潜在的な成長力を生かすための経済の構造改革を一層推し進めると共に、情勢を見極めつつ機動的な経済運営を図ってまいります。

### ○中小企業政策の展開

中小企業が自ら事業内容や生産・販売方法を見直し、経営革新に、努めると共に、新たな商品・サービスの提供によって顧客の潜在ニーズを掘り起こすことが期待されています。

政府は開業・創業を、5年間で倍に、経営革新企業を3年間で5倍に、増やすことを目標として、活力ある中小企業の育成に努めます。

さらに臨時国会において、中小企業信用保険法及び新事業創出促進法の改正を行い、売掛金債権を担保とする融資に対する信用保証制度を、創設すると共に、新事業創出への融資に対する保証制度の強化等を行いました。

一方、不良債権処理などの構造改革を推進するのにもなって、やる気と能力のある中小企業までが、破綻に追い込まれるような事態を回避するため、既に昨年の第一次補正予算において、セーフティネット政策を図ったところです。

### ○国際競争力の強化

世界経済のボーダレス化が進む中、激しい国際競争に対応するため、製造業を中心に我が国産業の、生産拠点の海外移転が進展しており、産業の空洞化に対する懸念が高まっています。

今後、我が国産業の国際競争力の維持・向上が必須であり、経済産業省では、昨年11月に、設置した「産業競争力戦略会議」などを活用して、高コスト是正、産業技術力強化、知的財産権保護、

などを含め、産業競争力の強化のための総合戦略を構築してまいります。

#### ○イノベーションシステムの改革

我が国の産業競争力向上のためには、経済社会の潜在力が最大限発揮できる仕組みとして、技術革新などのイノベーションが新たな需要を生み、また需要拡大が新たな技術革新を誘発する経済システムの構築が重要です。このため、産業界の実用化段階の研究開発を重点的に支援してまいります。また、大学で創出された技術を有効に事業化するため、3年間で、1000社の大学発ベンチャーの起業を促進すると共に、大学の特許実施を、5年間で10倍に、するべく努力します。

特許法・商標法・弁理士法を見直し知的財産の一層の保護・活用を図る一方、研究開発投資の重点化や基準認証・知的基盤の整備などを実施しイノベーションシステムの改革を強力に推進します。

#### ○地域経済の再生

我が国経済の自立的成長のためには、地域経済の再生が喫緊の課題です。このため経済産業省では昨年より地域の「産業クラスター」支援策として、全国で19プロジェクト、約3000の有望な中堅・中小企業を対象に地域の産学官の人的ネットワークの形成、実用化技術開発の支援、起業家育成施設の整備を三位一体として推進しております。

本施策は、需要創出効果に加え、産業の活力を高め、新事業を産み出す供給拡大効果があることから、今後も、積極的に推進してまいります。

#### ○環境問題・エネルギー問題への対応

昨年11月のCOP7会合において、京都議定書の運営ルールについて、最終合意に至りました。

地球温暖化問題はエネルギー消費によって発生するCO<sub>2</sub>が主原因であることから経済活動に直接の影響を及ぼします。よって対策を講じるに当たっては、経済界の創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資する国内制度を構築することが必要です。

経済産業省としては「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安定的なエネルギー供給を実現す

る」という観点から、省エネルギー、新エネルギー対策を法的措置を含め抜本的に拡充すると共に、安全の確保に万全を期すことを前提に、原子力発電の利用促進を図ってまいります。また代替フロン等の対策にも取り組んでまいります。

一方、民間のリサイクル産業を主体としたエコタウン事業や技術開発を積極的に推進すると共に、自動車リサイクルに係る法的枠組の整備を図るなど、資源有効利用の促進に努めてまいります。

#### ○多様な活動主体の市場への参画の促進

消費者が供給側と対等な市場参加者として自己の責任で合理的に行動できるよう、悪質事業者の厳格な取締りや、製品安全対策を強化すると共に、市民活動を経済社会システムの新たな活動主体として位置づけ、まちづくり、環境、福祉・介護、生涯学習などの分野で積極的に支援していきます。

#### ○戦略的対外経済関係の構築

現在、世界経済のグローバル化の進展の中で、対外経済政策を国内経済政策と表裏一体のものとして推進し、国際的な枠組みの整備等に戦略的に取り組むことが重要になっております。

昨年11月には、ドーハにおいてWTOの新ラウンド開始について合意を得ることができましたが、これは、今後の自由かつ公正な貿易体制の維持・強化に資するものであります。

本年は、WTOの新ラウンドの議論が、本格化します。日本・シンガポール新時代経済連携協定も早々に発効します。

今後共、WTOなどの多国間取組、APECをはじめとした地域的なフォーラム、二国間での取組を多層的に推進することを通じ、対外政策に積極的に取組んでまいりたいと考えております。

#### ○最後に

各位におかれましては、今後とも経済産業行政に多大なるご支援とご理解をお願いいたします。

最後に、公認会計士三田会の益々の御発展と、会員の皆様方の一層の御活躍を、心よりご期待申し上げます。

## 特殊法人廃止・民営化の正念場 —塾出身初の行革担当大臣の就任—



行革担当大臣 石原伸晃

● 新年あけまして、おめでとうございます。

今年一年が世界にとって、日本にとって、そして公認会計士三田会の皆様にとって、よき一年となりますよう祈念しております。

昨年は二十一世紀の始まりの年でありましたが、同時に、新世紀に相応しい日本のあるべき姿に向けた変革をスタートした一年でもありました。

● 敗戦後の瓦礫の中から、奇跡的な復興を遂げた我が国は、六十年代以降の高度経済成長を経て、世界有数の経済大国となり、「ジャパンアズナンバーワン」などと、もてはやされました。

しかし、それまで世界的なモデルとさえ考えられた日本の社会・経済システムは、九十年代に入ると、もはや有効に機能せず、「失われた十年」と呼ばれる閉塞期が、長く続くこととなりました。

こうした文脈で、変革を求める国民の期待を担って登場したのが、「聖域なき構造改革」を掲げる小泉内閣です。

小泉内閣の発足は、永田町の常識では、考えられない「事件」でありましたが、私にとっても、行政改革・規制改革担当大臣を拝命したことが、大きな事件でありました。

八月には、総理から「サンドバックになって、がんばってくれ」との、激励を頂戴しつつ、目まぐるしい一年を送ることとなりました。

私は、小泉総理の下、二十一世紀の「この国のかたち」を実現するべく、行政の構造改革に全力を挙げて、取り組んでまいりました。

具体的には、特殊法人等改革、公務員制度改革、公益法人改革、及び、規制改革につき、昨年中に一定の方向性を、取りまとめる事ができました。

行政改革・規制改革担当大臣として、小泉内閣の最重要課題である行政改革、規制改革の重要性を、ご理解頂き、関係者の方々がその取りまとめに、ひたむきに、ご努力頂いたことに、御礼申し上げます。

行政改革を、実りあるものとして、実現させるためには、国民の皆様の理解と後押しが不可欠です。

このため、国民への直接的な訴えかけの場として、昨年は、「行革断行フォーラム」を、全国四箇所で開催いたしました。

特殊法人等改革を中心的な議題とし、私の諮問機関である行革断行評議会のメンバーや、地元の有識者とともに、会場の皆様からも、有意義な御意見を伺うことができました。

これからの政治の課題は、まさに国民との対話を、いかに行うかという事だと思います。

言葉を言い変えれば「アカウントビリティ」すなわち「説明責任」です。そのために重要なのが、透明性、情報公開だと思います。今回の改革においても最も大きな障害となったのが、情報の不足です。

特に、日本はこれまで公会計のあり方についての議論が、あまりなかった事もあって、バランスシートさえ満足なものではありませんでした。

しかし、行革とは、すなわち、無駄を省くことです。ですから、その基本となる会計処理が、国民から見ても分かりやすいものである事。そして、信頼に

足るものである事が絶対条件なはずで

す。今回、特殊法人の改革においては、行政コスト計算書という形で一定の情報が示されましたが、今後、国民に対するアカウントビリティという視点から、果たすべき課題は山積しております。

特に、その会計が、信頼に足るべきものであるためには、外部の第三者による監査が必須です。

その意味からも、公認会計士の先生方には、これまでにもまして、行革へのご理解と、ご協力をお願いいたします。

行政改革を通じて「この国の新しいかたち」を実現しようという取組みは、緒についたばかりです。むしろ、改革を具体化するための法律の整備等、内閣を挙げての取組みは、今年が本番です。

行政改革の推進のためには、国民の皆様の理解と後押しが不可欠です。

私としましても、新年を迎え、意を新たにして、行政改革の推進に、誠心誠意努力してまいります。

公認会計士三田会会員の皆様には、引き続き、行政改革の推進にご理解・ご支援を賜りたいと存じます。



# 協会公会計委員会委員長の提言

— 藤沢市常勤監査委員 3 期目就任 —



昭35経済卒  
(公認会計士) 徳江 陞

公認会計士協会本部公会計委員会委員長に就任して3年目、委員会活動量の広さと深さに圧倒されている。わが国における、国自体、特殊法人、独立行政法人、公益法人等の行財政・会計改革に官・学・民等こぞって注目している。また筆者が身をおく藤沢市を含めた地方公共団体も、地方分権の推進と同時に行財政改革に取り組んでおり、会計改革も重要課題として認識している。

こうした状況をふまえ、筆者が監査委員として直面している問題・課題等をあわせて、公会計委員会の審議事項と役割を述べてみたい。

## 1. 激動期を迎える地方自治体

地方分権が議論され、その実現に向け各自治体は努力しているが、基本的な問題として、仕事は移される（国から都道府県・市町村へ、都道府県から市町村へ）が、財源は移されていないことである。この問題は、わが国の税体系とあわせて、国が国税として徴収し、これを自治体へ配分する交付税、ならびに補助金制度にまで、メスを入れないと、根本的解決にはならない。

地方分権の基本的コンセプトは、経済面の独立性—自ら財源を調達することができ、自らの責任と計算の下で使用することができる—の継続維持ではないだろうか。勿論、自治体によっては、さまざまな環境要因の影響を受け、経済的自立が困難な場合もありうる。その場合は、適切な政策により補わなければならない。

従来からの交付税制度・補助金制度の下で自治体が運営されて来た。このシステムを解体し、新

しいシステムを構築することから始まる。今までの仕組み、考え方、組織等の延長線上にあるシステムではなく、新しい発想や仕組みが必要なのである。このことは自治体が“経営”することであり、経営戦略をもつことであり、戦略を展開するための経営管理の再構築が必要である。

自治体は、企業と異なり利益追求が目的ではなく、住民福祉の増進に努めることが目的である。その目的を達成するために、組織内外に存在する有限資源を効率良く配分する経営管理体系を確立し直さなければならない。この経営管理体系は、企業の経験に学ぶことができるであろう。

そこで、企業の製造現場、本社経理部等と監査委員実務13年間を通じて得た経験から、自治体の経営管理について基本的枠組を示してみたい。

自治体の経営管理目的は、住民福祉増進に資するため、常に行政サービスを一定の保証水準に維持するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようように経営資源を調達し配分することである。

この経営管理目的を実現するためには、自治体経営を根底で支える制度基盤としての公会計制度・品質管理制度・危険管理制度・情報システム、情報公開制度がある。次に、これらの制度基盤に支えられて展開される経営資源調達・行政サービス生産（生成）・行政サービス販売（提供）・人事勤労・財務管理が存在する。

①公会計制度は、現行は現金主義、単年度主義であるが、発生主義に基づく複式簿記会計へと、改め、原価計算制度を構築し、費用対効果システムに結びつける。

②品質管理制度は、住民要望に応える行政サービスの、品質保持に努めることを狙いとするが、自治体職員一人一人が、自己が遂行する業務の品質を、その業務の成果利用者の要求水準に、合わせて保持するよう、意識的に行動しているかどうか検討する必要がある。

③危険管理制度は、住民を危険から守り、住民が満ち足りた状態を、維持し続ける必要があるが、そのためには、自治体に関係する人、物、金、情報、信用（信頼）、環境すべてに発生する危険—死亡、紛失、損壊、損失、流失、滅失、損傷、漏

洩、瑕疵等に対し、予防→発生時の速やかな、発見と対応→修復→対応措置の評価→予防策への反映といった循環活動を行わなければならない。

④情報システムは、自治体直営、外部委託を問わず、自治体すべてにより利用され定着している。情報システムなしでは、自治体経営を語れない。

⑤情報公開制度は、住民が政治に参加する上での不可欠な制度である。住民が情報を共有することで自治が実現する。

⑥経営資源調達管理は経営資源を人、物、情報、信用、そして環境と理解し、それらを調達する分野に適用される。

⑦行政サービス生産（生成）管理は、行政サービスの生産－政策立案から事業レベルまでを生み出す、いわゆる生産（成）工程に適用される。

⑧行政サービス販売（提供）管理は、行政サービス（事業）を、いかに効率よく、住民へ提供するかの分野に適用される。

⑨人事勤労管理は、資源としての人材を、いかに有効に活用し、その能力を維持発展させる分野に適用される。

⑩財務管理は、資金調達と運用に適用される。調達面は、税源確保、収入未済・不能欠損縮減、収入漏れの発見、産業構造転換、新産業創出、地方債発行、一時借入金等におよぶ。運用は金融商品の研究、金融機関との再構築が、課題となる。自治体経営に企業の経営管理手法を導入することは、自治体職員に“意識構造改革”を迫るものである。これからの自治体経営は“国が交付税や補助金を通じて自治体の面倒をみる”という発想では通用しないことになる。自らが考え、資金を調達し、行政サービスを、提供する。そこには、徹底した費用対効果の思考が不可欠である。

筆者は、現在、こうした自治体の構造改革の渦中にある。

## 2. 公会計委員会の役割

本委員会は現在次の5テーマに取り組んでいる。

- (1) 我が国のあるべき公会計の基準について。
- (2) 「地方公共団体」のあるべき「公会計基準」について。
- (3) 「公的部門の行政評価」のあり方及びその

手法について。

(4) 「特殊法人」・「独立行政法人」における会計及び監査を実施するに当たったの諸問題について。

(5) 海外、諸外国の「公的年金制度」に係る会計について。

公会計の分野は、国際的潮流として、資源会計を取り込み、発生主義に基づく複式簿記会計が、主流となりつつある。

わが国においては、協会が20年近く前から研究に着手し、以来その成果を1997年公会計原則試案として公表し、さらに、現在見直しを進めている。

地方公共団体の公会計基準については、既に、各自治体は自主的にバランスシート等を作成し、実務面から会計改革に取り組んでいる現状から、協会も、あるべき会計基準を世に示す必要があるとの認識の下に、前述の公会計原則試案見直し作業と並行して“公会計基準”作成を進めている。

公的部門の行政評価については、公会計監査との関係をも吟味しながら政府・地方公共団体における行政評価のあり方を検討している。

特殊法人・独立行政法人における会計及び監査実施面での諸問題として、まず2001年4月から、発足した独立行政法人の会計基準、ならびに監査約款につき検討し、監査約款は、法人と監査人との契約締結に活用されている。

特殊法人については、政府の行財政改革の対象分野として重視されているが、改革検討作業に先立つ、各法人の財務諸表作成等につき情報提供、助言、支援をしている。

公的年金制度に係る会計については、目下研究中である。

以上、極めて広範囲かつ深く研究と実践に携わって来た協会は、今こそ公会計の分野で指導性を発揮するとともに、さまざまな提言をしていかなければならない。特に地方公共団体の外部監査人として多くの会員が関与している現状にあって、外部監査人制度よりは長い歴史をもつ監査委員に就任している会員と協力し、地方分権を強力に、推進する柱の一つとして、公会計、ならびに監査分野において、改革の実をあげていきたい。

## CPE制度・研修会企画の充実

—継続的専門研修担当常務理事に—



昭42商45商修卒 一法師 信 武  
(公認会計士)

今年度から、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（以下CPEという）担当の常務理事に就任することになりました。

CPEは平成10年度から協会で導入されていますが、昨年7月の定期総会において、CPE参加を従来の自発的参加方式から、会員の義務とする会則変更が決議され、本年平成14年4月から、義務化が実施されることになりました。

会員にとっては、従来、任意のCPE参加だったのが義務化され、義務不履行が会則違反となるとなれば多大な影響を及ぼすことになるでしょう。

以下、制度の概要等について説明して行きたいと思えます。

### 1. CPE制度の必要性

CPE制度とは、公認会計士、弁護士及び医師等の職業専門家が業務上必要とされる知識等資質の維持・向上を目的に、日本公認会計士協会のような職業専門家団体が、所属会員の研修活動を支援していくための制度です。

特に、公認会計士は、医師や弁護士等他の職業専門家に比べて、CPEの重要性が高いといえます。

なぜならば、医師や弁護士の場合そのサービスの提供は、クライアントとの間で、通常完結するのに対して、公認会計士の場合には、その結果が社会的な影響を及ぼす、ことになるからです。

すなわち、監査業務の場合、監査契約に基づく業務そのものは、クライアントとの間では終了するものの、監査済みの財務諸表は、不特定の利害

関係者に利用されることがあるので、公認会計士による監査業務の結果は、社会的な影響力が他の職業専門家に比し、大きいといえるのです。

このようなことで、従来から実施している協会の研修活動だけでは、変動する社会の期待に十分応えられるものではなく、公認会計士としての、資質の維持・向上のための組織的・体系的に整備された継続的な研修制度が必要である、との認識のもとに、米国など会計先進諸国の実施状況等も踏まえて、公認会計士制度50周年を期して、平成10年度から、導入される運びとなったものです。

### 2. CPE制度の義務化について

#### (1) 義務化の必要性

義務化の内容は、「会員はCPEに基づく研修を行い

①所定の単位数（1事業年度40単位）を履修し、その結果を

②協会に申告する。」という2つの義務を含んでいます。

義務化の対象者は、社会的影響力の大きい監査業務の従事者だけではなく、一律に会員登録している者全員を対象としています。

それは、外部において例えば公認会計審査会等で「CPEの参加を公認会計士の登録更新の要件とする必要があるのではないか」との意見が提起されるなど、外部からの規制が加えられるようなことがないように、会員の自発的な運営による、厳格な研修制度により公認会計士としての資質の維持・向上を図るためのCPEが必要である、との結論に至ったのです。

すなわち、公認会計士全体のこととして全会員が一律に参加することが必要である、との考えによるものです。

#### (2) 義務の軽減又は免除の取り扱い

義務化に関しては、必要に応じて、その軽減、又は、免除が受けられることになっています。

①基本的には公認会計士としての業務を行っている場合に、義務があり、

②相当の事由によりその業務を行わない場合に、軽減又は、免除があるというものです。

この場合、公認会計士としての業務には税理士業務も含まれます。

また、公認会計士としての業務を行わない場合の事由として、例えば、疾病・高齢・出産・育児・介護等で業務を行わない場合、また、大学教員、等、或いは会社員・経営者としての職務に専念し、公認会計士としての業務を行わない場合など、があります。

### (3) 義務不履行の場合の取り扱い

40単位履修が未達成の場合、義務不履行となりますが、現実的な取り扱いとして、20単位以上履修していれば不足分を、前年度における40単位、超過分を充当し或いは翌年度に追加して履修することにより、義務違反としては、扱わないこととしています。

20単位にも満たない場合には、個別の事由を、聴取し、出来る限り義務履行を促しそれでも対応出来ない場合には、綱紀委員会への申立てを行い、綱紀案件として取り扱うことにしています。

なお、以上の(2)及び(3)の取り扱いは、平成14年1月の理事会で正式決定。

## 3. 研修方法の多様化

CPEの研修方法は研修会への参加を原則としていますが、現状においては全会員に希望の研修会を十分提供することは事実上無理なので、その他の研修方法として、自己学習、研修会講師、及び著書等執筆による履修も認められています。

例えば、自己学習として、JICPAジャーナルのCPE指定記事による研修があることは、ご存知のとおりです。

ただ従来は、本人の自主的な申告により履修が認められていましたが、義務化に伴い、平成14年4月以降は、当該各記事に関する概要を記載して提出することになりました。

研修会及びその他の研修方法の量的・質的な、整備充実化は、CPE発展に不可欠のことであり、会員のニーズに即した施策を充実すべく、現在、次のような施策を計画中です。

①テレビ会議方式の研修会により、地方の会場における参加者の増加を促進する。

既に、昨年秋から試験的に実施しており、この1月及び3月の集中研修会でも、テストを重ね、4月からは研修会は、原則としてこのテレビ会議方式によることとしています。

これにより従来研修会の実施が不十分であった地方において、研修会への参加者の増加を大きく促進するものと思われま。

さらに、今後は東京での研修会だけではなく、地域会主催の内容の濃い研修会を全国へ発信して行きたいと思ひます。

②研修会の研修内容をCD-ROMとして自己学習に適するように編集し直し提供する。

従来、研修会でビデオ撮りしたものを提供してきましたが、会場にいるのとは異なり、緊張感がなく研修成果に疑問が持たれていました。

そこで、自己学習し易いように編集し直し、専門のナレーターによる説明も入れてCD-ROM化したものであり、研修成果が多いに上がるものと期待されます。

さらに、研修会で行ったテーマだけではなく、ニーズの高い有益なものを、できるだけ多く、作成して行きたいと思ひます。

そして、この発展形態としてのEラーニングの研究開発も進めています。

③外部の優れた研修会をCPEとして認定し、会員に案内し参加を奨励する。

税理士会でもCPEが導入されるとのことであり、相互に、研修会へ参加できるような、体制実現へ向けて検討していきたいと思ひます。

## 4. おわりに

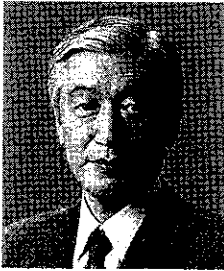
CPEは、公認会計士業界の発展にとって、基盤となる重要な制度であり、日本公認会計士協会が、主催する研修会にふさわしい研修内容の充実化がまず必要であり、会員の必要以上の負担と、ならないような運営体制とすることが必要です。

公認会計士三田会の皆様をはじめ、多くの会員の方々からの有益な提言、意見、或は要望等、を取り入れながら、それらについて、整備充実して行くよう努力していく所存です。

注・筆者は、監査法人トーマツ代表社員。

## 試験制度改革と実務補習制改善

—会計士補制度担当常務理事就任—



昭46商学卒  
(公認会計士) 佐竹正幸

● 日本公認会計士協会役員改選による奥山新執行部で、今後3年間、私は、会計士補担当の常務理事を仰せつかった。

私自身、会計士補会の幹事や、実務補習委員会の副委員長、公認会計士試験問題懇談会委員（大蔵省）等の経験があり、また、所属する監査法人の採用責任者の経験もあり、会計士補や公認会計士第2次試験受験者と接し、また、公認会計士試験制度（インターン制度を含む。）等について考える機会が多かったと思う。

今回、自らの希望で、会計士補担当常務理事になったわけではないので、何か因縁のようにも感じられる。

奥山新執行部の最大の課題の一つには、公認会計士法の改正があろう。

● その中には当然のことながら、多数の優秀な人材の確保のための公認会計士試験制度の改革が含まれる。

私の常務理事としての課題も、そこにあるものと認識している。

会計士補担当常務理事就任に当たっての抱負について、そして、また、今後の議論に待たなければならない面が多々あると思うが、現在における私の主張を、多少奇抜な面があると思うが、以下にて、述べてみたい。

### 1. 公認会計士試験制度の必要性

マザーズ、ナスダックジャパン、といった証券市場の規制緩和の影響で、ベンチャー企業向け、

新市場が生まれ、新規公開企業への、公認会計士監査が最近増えている。

また、地方自治体への外部監査制度が導入されたし、公益法人の監査、独立行政法人の監査も、導入されようとしている。

さらに、法定監査だけでなく、環境監査、システム監査、企業買収コンサルティング、内部監査のアウトソーシングなど、公認会計士に対する、社会の期待の高まりは、近年、すさまじいものを感じる。

また、米穀に対し、わが国の公認会計士監査は監査時間が不足している、ともいわれている。

近年、監査法人では人手不足が慢性化されており、公認会計士業界としても「多数の優秀な人材の確保」が、今や、緊急の課題となっている。

多数の優秀な人材を確保するためには、公認会計士試験制度も、改革しなければならない。

現在の公認会計士第2次試験の合格率を上げるだけでは、多数の人材は確保できるが、そのレベルが下がってしまうと考えられるからである。

公認会計士審査会、試験制度に関する検討グループから平成12年6月に、「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」が発表されたが、議論が尽くされているように思われない点がある。

### 2. 試験制度改革の方向（主張：2次試験の廃止）

人手不足の最大のネックは、公認会計士第2次試験にあると思う。

働きながらでは、受からない試験、学生時代を専門学校に費やすか、あるいは、大学卒業後浪人しなければ、受からない試験では、偏った人材（筆者もその一人である）しか、我が公認会計士業界には入ってきていない、のではないかと考えている次第である。

私は、公認会計士第2次試験を廃止して、それに代わり、現在の公認会計士第3次試験に相当する実務試験を一回だけ行い、開業要件として実務経験を課すといった米国式の公認会計士試験制度の導入についても、十分に、検討に値するのではないかと考えている。

USCPAは、簿記については日商2級レベル以

下であるともいわれている。そこまで、レベルを下げては、いかがなものかとも思う次第である。通常の場合、公認会計士第2次試験の受験者で、11月ごろからその翌年の7月頃までの約9ヶ月の間に、2千時間勉強できた人は合格し、1千時間しか勉強できなかった人は、合格できないと、私は不合格であった受験者達に話をしている。

事実、1日3時間ずつ、10年間勉強しても受からない試験であることは、合格者の誰もが認めることであろうと思う。

公認会計士試験受験のため、9ヶ月間集中して一日当たり平均8時間以上勉強しなければ受からない試験というと、勤務しながら試験に合格することは、至難の業といえよう。

監査法人と税務会計事務所とを兼業されている昭和54年経済卒の慶大出身公認会計士によれば、公認会計士第2次試験合格者は、10人のうち1人は採用したくない人がいるが、一方、税理士試験合格者は、5人のうち4人は、採用したくない人がいるとのことである。

従って、現在の公認会計士第2次試験合格者は、それなりの人材が合格しているといえよう。

今後の研究課題としては、科目別合格制の導入については慎重に検討しなければならないと思う。日本公認会計士協会の奥山新執行部では、従来の公認会計士制度改革プロジェクトチームを、公認会計士法対策プロジェクトチームに、発展的に改組し、その改組チームには、試験制度検討部会が設置されている。

筆者も、そのメンバーに選任されているので、今後は、十分に、議論を盛り上げてゆきたい、と思うところである。

### 3. 実務補習制度改革の必要性

公認会計士第2次試験に合格し、会計士補になった時には誰もが「よし、これからは実務に沿った勉強をして、立派な公認会計士になるぞ。」と勉学の意欲に燃えて、実務補習所に通いだす。

実務補習所では、一流の講師陣でいい講義が行われているにもかかわらず、通いだして半年もしない内に勉学の意欲は薄れ、いかにして、実務

補習所をサボろうか、という行動パターンになられた経験をお持ちの方が、非常に多いと思う。

筆者も、その一人である。

その主な原因は、二つからなると思われる。その一つ目は、夜間授業が主体であり、かつ、マスプロ教育であること。その二つ目は、カリキュラムが多すぎて、補習生が、消化不良をおこすことではないかと思っている。

実務補習制度は、監査法人のなかった時代に、作られたものである。会計士補のほとんどが、監査法人に就職している現状を踏まえると、実務補習制度そのものを、見直す必要があるのではないかと、考える次第である。

### 4. 実務補習制度改革の方向

(主張：監査法人による研修の充実)

短期的には、奥山会長からの指示でもあるが、実務補習を昼間の授業にできないものかどうかについて、検討をしていきたいと思う。また、会計士補1年目と2年目に合った内容の講義になっているかどうかについて、カリキュラムの見直しも必要かもしれないし、2年制と1年制とどちらが良いか等についても、検討を加える必要があろう。

中期的に実務補習は、形式的には通信教育制度とし、実務的には監査法人が実務補習を行うように、発展的に実務補習所を解消してはどうかと考えている。

すなわちマスプロ教育からの脱却であり、また、建前ではなく、本当に必要な実務教育を、監査法人の責任において、行うようにすべきではないかと思っている。

さらに、長期的には試験制度の改革とも関連するが、会計士補制度がなくなれば、当然のことながら、実務補習制度そのものが、なくなることになる。

将来の公認会計士教育は、監査法人での新人教育とCPEとの2本柱を中心として、また、大学での会計教育もそれを支え、受験のための専門学校に頼ることのないような制度にできればと思うところである。

注・筆者は、中央青山監査法人代表社員。

# 随筆・高千穂紀行・神話の世界

一伊勢神宮・霧島神宮・樫原神宮一



昭26経済卒 (公認会計士) 向山清志

昨年4月、私は、先祖のルーツ探しのため、宮崎県高千穂に4泊して、山々を歩き廻りました。宮崎空港で、JRに乗換え、延岡駅を經由してバスで1時間半程、乗車した終点が、高千穂になります。町は山深く五ヶ瀬川の懸崖に沿った町です。以下にて、高千穂町で気付いたことを、記していくことにします。

(1) ホテルに着いて先ず最初、女将に言われたことは食事は質素で、古代人の食べたものを参考にし出すとのことでした。

到着日の夕食より帰る迄に外食を除いて古代人の食事を模倣した食事が出されました。

主食は赤米と雑穀を混ぜた、ぼそぼそしたもので、副食は野草、川魚、鳥獣類です。馴れれば美味しいと思います。

(2) 翌日より私は、調査のため、先ず町役場と町の歴史民族資料館を訪問し、甲斐古蹟考の書物を渡し、ルーツ探しに来た旨述べたところ、いろいろな資料を頂きました。

そして、先ずは、高千穂神社、天の岩戸神社を訪ね、神職にその旨を述べる必要があると、言われ、その助言により、両神社を訪問したところ、更に貴重な資料をいただきました。

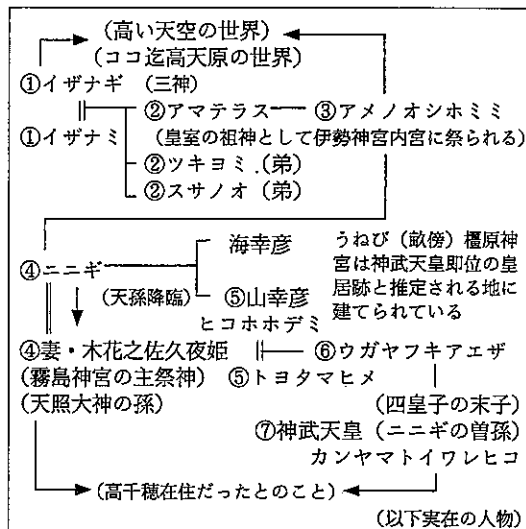
特に、神々の系図は、膨大な資料でした。両神社共天皇家の直系の神々を中心とした系図であるので、傍系の神々の系図は青島神社か鶴戸神宮に保管されているので、そこで調べるようにとの助言までいただきました。

いずれ機会をみて、再度宮崎の日南海岸を訪

れたいと思っています。

神様の系図を大雑把に纏めると次の通りになります。

## ●(神様・神話の系図)●



注・平成の今上陛下は第125代の天皇です。

(3) 向山家第1代の先祖は、日向国高屋の日高殿で生まれたと書物に書いてあるので、その地を訪ねてみたいと思い、歴史民族資料館の熱心な調査担当者へのべたところ、場所を調べていただき、直ぐにタクシーで現地を訪れた。

この運転手は、町で30年近く、運転してきたそうですが、訪れる地は始めて行く場所とのことでした。

山の途中で道巾が狭くなり、下車して歩くことにした。暫く歩いて碑文を探しお参りした。

(4) 私は、夜に高千穂神社の夜神楽をみた。

天照大神が、弟のスサノオノミコトの乱暴を、怒って天の岩戸にこもった。

そこで神々が相談をし女の神様のアメノウズメノミコトが、今風に言えば、岩戸の前でストリップショを行い、それを見ていた男の神々(多分6人)が大声を出し笑われたので、大神は驚いて少し岩戸を開けたところを、手力雄命が力を入れて岩戸を開けた、との神話がありますが、アメノウズメノミコトが、調子面白く、舞ったのが、神楽の始まりとのこと。

神楽を見て驚いたことは、男女の性の交わり

を神楽で演じていたことです。

尤も神楽を舞うのは、男のみで、神楽殿に女が上がることは許されていないとのことでした。

- (5) 町の中を歩いて驚いたことには、向山の地名があり、向山の小学校が、2校・中学校が、1校あったことです。

早速、小学校に行き教頭先生に地名の由来を聞きましたが、よく知らないとのことでした。創立百年誌をいただきました。

町の氏で驚いたことは、「甲斐、興梠は犬のクソ」と言われている程、甲斐の名字が多いことです。

早速歴史・民族資料館の調査担当者に、聞いたところ、甲斐氏は肥後の菊池氏（NHK大河ドラマ蒙古襲来に出てくる武士）の一派で相続をめぐって本家と争を起し、敗北して甲斐の国（山梨県）に落ちのびた。（嘉元2年）甲斐で力を蓄え、舞い戻ったのは、延元3年（1338年）であった。一派は、足利尊氏に菊池荘の所有権を願い出たところ、尊氏は、武力によって菊池を撃って取れと命じた。

一派は、兵を率いて、菊池と戦ったが敗れ、日向に退いて甲斐と名乗った。

それにしても、何故宮崎より山梨迄落ちのびたのか、どんな人脈があったのか尋ねてみたが、今日でも、不明であるとのことである。

高千穂へ行って、山梨が身近に感じたのは、全く意外であった。尚、向山黒仁田に居た甲斐氏は、黒仁田殿を名乗っていて、甲斐氏のなかでも有力であった。

- (6) 同じことは、木花之佐久夜姫にも言えると思う。ニニギノミコトと一夜の契りを結び、佐久夜姫は身ごもったが、このことをニニギノミコトは不審に思われたので、それを証明しようと姫は、壁を土で塗り、固め火を放ち、その中で三柱の神を無事出産された。

浅間神社の社伝によれば、当時、富士山が大噴火をくり返したので、姫を祀り鎮火したとのことであるが、宮崎に祀られることなく、山梨・静岡に祀られているのは、この理由だけではないと考えられる。

- (7) 天孫降臨の地は従来より二説があります。

その一つは、ニニギノミコトが祀られている鹿児島県の霧島神社近くの高千穂峰であり、その二は、宮崎の高千穂峽の二上山と言われてきた。

私は、その両地を訪ねた。昔の紀元節で歌われた「雲に聳ゆる高千穂の……」の歌詞と、霧島の山の威容をみると、降臨の地がふさわしいと思った。対して二上山は、山が険わしく山の高さが見劣りする。

高千穂の町役場を始め、町中に梅原猛氏説・降臨の地は高千穂であるとのポスターが貼られているが、私は、俄かに納得できなかった。

降臨に際し、大御神は、八坂瓊曲玉（ヤサカノマガタマ）八咫鏡（ヤチノカガミ）草薙剣（クサナギノツルミ）の三種の神器を渡された。

八咫鏡は、今でも、伊勢の内宮のご神体としてまつられている。高天原を出発するに際し、神勅を下された。

かの有名な「豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。いまし皇孫、ゆきて治せ、さきくませ、宝祚のさかえまさむこと、まさに天壤と窮りなかるべし」日本の歴史の中核として、伝えられてきた。

- (8) 神武天皇は、四皇子の末子で、若御毛詔命、カンヤマトイワレヒコノミコト、と命名され、高千穂の宮で東征について、計画をたてられ日向から筑紫、安芸、備後、熊野を経て、大和（現奈良県橿原市）に入り、初代天皇となった。

- (9) 神武天皇の即位後、年を経て、昭和15年に、紀元2600年の式典が、盛大程に、行なわれた。この年7月開発された新鋭機をゼロ戦と名付け、8月には片道1,000キロを重慶迄飛び、大活躍をした。翌年、太平洋戦争が始まっている。

それにしても、ゼロ戦の呼称は何か敗北感がある。20世紀前半は戦争に明け暮れた。今世紀の平和を願っている折、テロ騒動が起きた。

思うに、「暴に報いるのに暴をもってせず」カントの永久平和論で述べている、一つの世界国家を目指すこと、政治は道徳の前に、ひざまづくことが問われる。

注・筆者は、日本公認会計士委員会杉並会長。



## 企業会計基準設定主体の新発足

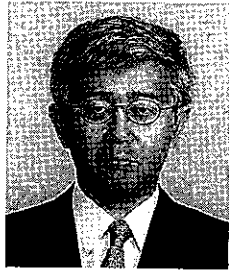
－日本の国際会計基準への新対応－

昭51 商学卒  
(公認会計士)

山 田 辰 巳

### 1. はじめに

国際会計基準（従来は「IAS」と呼ばれていたが今後は「IFRS」と呼称される）を作るための組織として「国際会計基準審議会



(IASB)」が筆者を含め理事14名の体制で2001年4月から活動を開始した。2001年8月には9つの検討テーマも公表し、今後IASBを中心に会計基準の国際的な統合化が本格的にしかも予想を遥かに越えるスピードで進展する予定である。

このような事態が到来することを予想して、わが国では従来の企業会計審議会を中心とする会計基準設定プロセスを見直す検討が行われ、2000年6月には、企業会計基準設定主体に関する懇談会から「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」が公表された。

この考え方を基に、2001年7月に、民間組織としての財団法人財務会計基準機構（FASF）が設立され、その下に新しい会計基準設定主体として「企業会計基準委員会（ASBJ）」が設置された。

本稿では、FASF及びASBJの組織について説明するとともに、このような組織を必要とした背景について、IASBと各国会計基準設定主体との関係を、中心に記述することとしたい。

なお、ASBJの機能等に関する記述は、あくまでも、筆者の個人的理解であり、ASBJとは関係がないことをお断わりしておきます。

### 2. ASBJの発足

FASFは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与すること」を目的として設立された。またその行う事業として、5項目が示されているが、その第一に掲げられているのが、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の調査研究、及び開発である。

さらに、第4番目には、「国際的な会計基準の整備への貢献」という項目も掲げられており、IASBを中心とした対外会計基準設定主体との関係も、その事業活動の一環に加えられている。

FASFは財団法人であるので通常はその理事会が、財団のすべての意思決定を行うことになるが、FASFでは、理事会は、財団運営全般の業務執行のみを行い、会計基準の開発等はASBJが行うこととされている。したがって、わが国の会計基準設定主体は、13名の委員からなるASBJである。

ASBJは、斎藤静樹東大教授を委員長、西川郁生公認会計士を副委員長に、常勤委員3名非常勤委員10名から構成されている。さらに17名の専任スタッフがあり、組織体制としては、国際的にもひけを取らない体制が整備された。ASBJは、昨年8月から活動を開始している。

このほかFASFでは、ASBJで検討すべき会計基準のテーマを検討する「テーマ協議会」も理事会から独立した組織として設置されている。

ASBJではすでにいくつかのプロジェクトを進めており、昨年の商法改正を受けた自己株式等の会計処理、厚生年金基金の代行部分の返還に関する退職給付会計の見直し、さらに連結納税制度導

入に関する問題についても検討が行われている。

### 3. IASBとリエゾン国

IASBは企業活動及び資本市場のグローバル化が世界的に統一化された会計基準を真に必要とする段階に到達したという認識の下に、IFRSを中心にグローバル・スタンダードを作成するために組織された。その目的実現のため、IASBは、各国の会計基準設定主体と緊密な連携を図ることを最重要課題と位置付け、米、英、独、仏、加、豪（ニュージーランドを含む）、日の7カ国から構成される「リエゾン国」を指定している。

リエゾン国の会計基準設定主体は、できるだけ自国の会計基準をIFRSと同じものとするを前提に、IASBと年3回定期的な会合を持ち、意見交換、各国の検討テーマの調整等を行っている。（リエゾン国会議）このため、14名の理事のうち、7名はリエゾン国に居住して当該国の会計基準設定主体との連絡調整の任に当たることになっている。（筆者は日本及びアジア4カ国の担当）

リエゾン国体制は、これらの国とIASBがほぼ同じ内容の会計基準を持つようになれば、世界の主要経済国をほぼカバーしたことになり、IFRSを中心とした会計基準の世界的な統合化を実質的に達成できるという考え方に立脚している。

### 4. IASBの期待するリエゾン関係

このような会計基準の統合をはかるため、IASBとリエゾン国の会計基準設定主体とは、互いに作業計画を調整し、IASBが取上げた議題をリエゾン国も同時に取上げて検討を行い、また、リエゾン国が取上げた議題をIASBも検討を行うことが予定されている。

これを達成するための手段として、リエゾン国会議が重要な役割を果たすことが期待されている。（2001年には2回の会合が持たれた）

このような仕組みが機能したとしても、一気に

各国の会計基準が統合されると考えるのは時期尚早で、上述のような理想に向かって努力をしたとしても、かなりの時間が必要であろう。

### 5. ASBJに期待される役割

すでに触れたように、ASBJはわが国の会計基準を設定することがその第一の任務である。

しかし、これも上述したように、企業活動等のグローバル化が、各国の企業の公表する財務諸表が何の調整もなく比較できるようになることを求めているのも事実である。工業製品における国際標準規格と同じように、世界各国の企業の業績を測る尺度としてのグローバル・スタンダードの作成は、今や避けて通れない問題である。

ASBJには、必要に応じてわが国における企業会計の考え方をIFRSに反映するよう主張するとともに、IASBとの連繫を図り、リエゾン国として会計基準の国際的統合化に積極的に参画していくことが期待される。

### 6. 産業界等への期待

わが国のIFRSへの対応を考える時、産業界の果たす役割も非常に重要である。IASBで今後検討が予定されるテーマには、企業結合、特分プーリング法の廃止と、のれんの減損処理、業績報告及び株式報酬制度等があり、従来の会計基準と大きく異なる内容での基準化が検討されている。

しかもわが国企業に多大な影響を与えかねないこれら会計基準の検討が予想をはるかに超える早いスピードで行われている。わが国の産業界には、このような世界の動向の意味するところを十分理解し、わが国が国際的な流れに取り残されることのないような対応をすることが期待される（投資家の視点を重視しない、産業界の実務慣行のみに立脚した反対の主張だけでは世界からの理解は得られない）。

注・筆者は、国際会計基準審議会理事。

## 学校法人監査の問題点への解明

—学校法人委員会担当常務理事に—

昭55商学卒 森 公高  
(公認会計士)



● 昨年の本部役員改選及びその後の担当割当により、学校法人委員会を担当することになりました。学校法人委員会は、学校法人の会計及び監査の理論及び実務に関する研究調査をすることを職務としています。現在学校法人委員会では、委員長をはじめ、2名の副委員長、22名の委員、4名の専門研究員、1名の担当顧問で構成し、全体委員会の他、2つの小委員会を設け、職務に当たっています。

学校法人に係る監査は、次の2種類があります。

- ① 大学等新增設認可申請に際し、申請書の添付書類のうちの財産目録について行う監査
- ② 国又は都道府県から経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人について、所轄庁の指定する事項に関して行う監査

前者は、昭和42年における「学校法人設立等認可基準の取扱い」の改正により導入されたのにはじまります。後者は、昭和45年に交付された「日本私学振興財団法」の附則によって「私立学校法」の一部が改正されたのにはじまり、昭和50年における「私立学校振興助成法」の制定により、いわゆる私立学校法人監査として、国又は都道府県から年間1,000万円以上の経常費補助金の交付を受ける学校法人に導入され、現在に至っています。

学校法人監査は、昭和26年に「証券取引法」の改正により導入された証取監査（ただし、導入当

初は正規の監査ではない）、また、昭和49年に「商法特例法」の制定により導入された商法監査とともに、いわゆる法定監査の一翼を担うものであり、その対象は大学校から、専門学校、幼稚園に至り、極めて裾野の広い監査であるといえます。

私立学校振興助成法に基づく監査は、実務的には学校法人委員会報告第36号による「監査の取扱い」に従って実施されています。監査上の取扱いには監査報告書の記載事項として「実施した監査の概要」、「計算書類等に対する意見の表明（又は意見の表明の差控）」、「利害関係」の通常の事項の他に参考事項を掲げています。この参考事項が他の会計監査報告には見られない学校法人監査の特殊性を表しています。

参考事項の内容は以下のとおりです。

1. 所轄庁の通知等により監査上特に留意することと指定された事項（寄付金や学校債の受入れに係る留意事項等）で計算書類の適正性に係る意見には影響を及ぼさないが当該通知等に反すると認められる事項及び協会の委員会報告で指定された事項は、参考事項として記載する。
2. 計算書類に記載されていない重要な偶発事象及び後発事象のうち、学校法人の状況に関する関係者の判断を誤らせないようにするため必要と認められる事項は、参考事項として記載することが望ましい。
3. 参考事項は、監査事項に対する意見と明瞭に区分して、参考事項の見出しを付けて記載する。

参考事項は監査基準、監査報告準則にはないものであり学校法人監査独特のものといえます。参考事項への記載事項については、監査人が監査報告の一環として行うものですが、参考事項の「3」の記載にあるように監査事項に対する意見とは明瞭に区別されており、監査意見の対象とならない事項又は影響を及ぼす事項ではな

## 社中交歓

いが学校法人の財政及び経営の状況をより適切に判断するためのいわば、補足的な説明として記載されるものと位置づけられています。

参考事項の「1」は、所轄庁から監査上特に留意することと指定された事項です。学校法人監査は「私立学校振興助成法14条第3項」に基づき実施されていますが、そこには学校法人が作成しなければならない財務計算に関する書類について、「所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付すること」となっています。そして、指定する事項については、文部省告示によって、「学校法人会計基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されているかどうか」とされており、その具体的な事項は管理局長通知に定められています。その通知に、「特に入学者又はその関係者からの寄付金や学校債による資金受入れの適正性について」という項目が、監査上の留意事項として掲げられています。これは、入学者選抜の公正の確保等の観点から設けられたものであり、公認会計士又は監査法人の監査に当たって特に留意するよう求められています。当該留意事項は直接的には計算書類の適正性に影響を与える会計事項ではなく、コンプライアンス等に関わる業務プロセス上の問題と考えられます。

会計監査に当たっては、監査手続の一部である内部統制の有効性の評価の過程で重要な業務プロセスの適切性について検証を行います。寄付金や学校債による資金の受入れにかかる業務プロセスは、学校法人には特に重要なプロセスであるとして、監査指定事項に掲げられたものであると考えられますが、計算書類の監査報告書の記載事項とされていることは、極めて特殊であるといえます。

参考事項の「2」は、学校法人会計基準そのものに起因するものです。学校法人の会計は、昭和

46年に文部省令として公布施行された学校法人会計基準を基礎とし、管理局長通知をはじめとする告示、通知等で基準を補完することで構成されています。学校法人会計基準第34条には、5つの計算書類の注記事項が規定されていますが、これらの注記は必ず計算書類に記載しなければならないものとされ、これら以外の注記の追加は任意であり、実務上強制されるものではないと解されています。企業会計審議会の定める監査基準では、平成3年の改訂で監査報告書に特記事項の記載が新たに定められ、企業会計においては偶発事象及び後発事象の開示基準についても整備されました。一方、学校法人会計基準には偶発事象及び後発事象に係る改正がなく、通知等による補完もないため、計算書類への注記については、上述のとおり、任意の取扱いになっています。監査上の取扱いとしては、学校法人における偶発事象及び後発事象の重要性を踏まえ、また企業会計との整合性を最大限図るとの観点から、当該事象について計算書類に記載していない場合には、参考事項として記載することが望ましいとしたものです。

学校法人をはじめ、非営利法人の財務情報の公開は、監督当局への報告及び債権者への説明が主なものであったと考えられますが、近年の非政府組織等の情報開示要求、更に、経営者の説明責任の重要性の認識により、財務情報の公開先が拡大しています。最近では、ホームページの開設によるインターネットを用いた情報開示を実施している学校もあります。将来的には、不特定多数者を情報公開先として想定した計算書類、及びそれに対する監査報告が求められることと思います。

今後、他の非営利法人、国立学校等の独立行政法人、あるいは企業との比較可能性も視野に入れた会計基準の検討が期待されます。

注・筆者は、朝日監査法人代表社員。

### レビューの定着と法制化の必要 — 四半期決算・今後の方向と課題 —

昭56経済卒  
(公認会計士) 太田 達也

#### ①レビューとは

わが国において、レビューは制度として確立されていない。そもそもレビューとは何かについての認識が浸透していないと思われる



国際監査基準では、「監査で要求されるほどの証拠の入手を行わない手続に基づいて、財務諸表が所定の基準に基づいて作成されていないと信じさせる事実があるかどうかを表明すること」と定義されている。

また、米国基準では、「主として質問や分析的な手続等監査に比較して限定的な手続を行うことによって、財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成されているかどうかについて限定的な保証を表明すること」とされている。

レビューは、公認会計士監査に比較して限定的な手続により財務諸表の信頼性についてのチェックを行うので、その結果行われる意見表明は、財務諸表の信頼性に対する消極的な保証となる。公認会計士監査によって表明される「適正意見」が、「財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認める」という積極的な意見であるのに対して、レビューの結果行われる意見表明は、「一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していないと認められる重要な事項は発見されなかった」という消極的な意見の表明となる。

したがって、両者の保証の水準は明らかに異なることとなる。

ることとなる。

平成11年11月に開設された東京証券取引所の「マザーズ」では、四半期財務諸表の信頼性を担保する措置として、公認会計士による意見表明業務を義務づけている。意見表明業務は、国際監査基準や米国基準におけるレビューに類似した業務であり、公認会計士監査ほどの厳しいチェックはないが、質問や分析的な手続を中心とした簡易なチェックにより、財務諸表に対して限定的な保証を、与えるものである。

わが国においてはレビューを始めとして公認会計士監査以外の保証業務に関する基準がなかった。

レビューに関する基準が法令により制度化されていないため、「マザーズ」の開設にあたって東京証券取引所が制定した「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」（意見表明基準）に準拠して、手続を実施して、意見表明を行うこととなっている。

日本公認会計士協会からは、平成12年1月18日に「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」（監査委員会研究報告第9号）が公表され、意見表明業務と監査との相違、及び意見表明業務を実施する際の留意事項が明らかにされている。

#### ②公認会計士監査との相違

公認会計士監査の場合、「監査基準」及び「監査実施準則」に従って実施されるので、取引記録の信頼性、資産および負債の实在性、網羅性、評価の妥当性、費用及び収益の期間帰属の適正性、表示の妥当性等をチェックする。それらをチェックするためにより具体的な手続として、公認会計士による現預金、有価証券、固定資産等の実査、棚卸資産の実査立会、債権・債務の確認等の手続を行うわけである。

## 社 中 交 歓

これに対してレビューの場合、このような実証的な検証手続は行わず、あくまでも質問と分析的な手続が中心となる。

### ③四半期開示とレビューの定着

現在、わが国でレビューを義務づけているのは「マザーズ」だけであるが、将来わが国に四半期財務諸表の開示を行う企業が増加してくれば、レビューを実施することによって、その信頼性のある程度担保しようという意見が強まることは十分に予想される。

「マザーズ」と「ナスダック・ジャパン」においては、四半期開示を行うことが義務づけられている一方で、店頭登録市場については、規則による義務づけまではしないで、当面任意で開示を行う取扱いとしており、一部の企業が開示を実施している。また、1部・2部上場企業のなかには、任意で四半期ベースの業績開示を実施している企業が最近増加しつつある。

経営に要求される意思決定のスピードは、従来と比較にならないほど速いものが求められるようになっており、企業グループ全体の資本効率向上のために、連結月次決算体制を整備する企業が、増加しつつある。

株式の持合構造が崩れ、市場の評価を意識した経営が主流となろうが、月次決算体制の整備により経営意思決定のための情報を早期に入手できるようになれば、投資家に対する情報開示についても積極的に行うことがごく自然になるであろう。

このような状況を考えれば、今後、わが国で、四半期開示は間違いなく主流になっていくものと、筆者は確信する。

そうだとすれば、四半期財務諸表の信頼性のある程度、担保する措置を講じておく必要があり、レビューの持つ重要性が、ますます、高まってい

くこととなろう。

### ④法制化の必要

現在、「マザーズ」と「ナスダック・ジャパン」「店頭登録市場」それぞれにおいて行われている四半期開示の様式ならびに内容はかなり異なっている。わが国の四半期開示が証券取引法などの法令によって規定されているものではなく、各市場の規則や指針に基づいて市場ごとに運用されていることから、このような不統一が、生じている。

しかし、この開示内容、開示様式の不統一の問題点を指摘する意見が多く、何らかの形で、改善を図っていく必要があると考えられる。

各市場同士で話し合いの場を設け、開示内容の擦り合わせを行っていくもの1つの方法であるが、各市場は競合関係にあり、現状では難しいようである。また、仮にそのような統一化の動きがあったとしても、開示内容だけではなく、レビューの取扱いも含めた統一化には、自ずと限界がある。

四半期開示は、わが国のディスクロージャーの基本に関わる大きなテーマであり、法制化を検討すべき時期にあるとは間違いない。

昭和63年に当時の企業会計審議会が、公開企業すべてに、四半期開示を義務づけるべきかどうかについて議論を行っているが、その当時は、時期尚早として結論が見送られた経緯がある。

しかし、当時と現在では状況が大きく変わっている。投資家と経営者との関係が、根本的に変化していることを見逃してはならない。

我々公認会計士としては、レビューの取扱いも含めた四半期開示の法制化の問題について、その必要性を十分認識して、証券取引法改正も含め、公認会計士として改めて主張を行っていくべきではないかと思う。

注・筆者は、新日本監査法人勤務

### 大手監査法人豪州事務所の体験

—貴重な海外勤務からの帰朝—

平1 経済卒  
(公認会計士) 牧野 宏 司

● 1997年7月23日、私と家内は、まだ半年の長男を連れて赴任先のオーストラリア・メルボルン市に向けて成田空港をたった。通常、メルボルンに向けて飛ぶ飛行機は、夜便なので機中で一夜を過ごす。時差は、夏のサマータイム時で2時間、冬場は1時間なので時差ぼけにならないところがありがたい。ただ、季節が全く逆転するため真夏の高温多湿な国からくる場合、冬のメルボルンがほとんど氷点下にならないとしても、毛穴が一気に縮む。初めての海外赴任の記念すべき第1日を明瞭に記憶しておこうと目に入るものすべてに集中したのを覚えている。着いた日は、いわゆるロンドンの冬のような雲の多い肌寒い日で、第一印象は、随分小さい街だなというものだった。メルボルンは300万人強の街だが、東京で生まれ育った私にすれば比較対象が東京という世界でも冠たる大都市なのだから、当然といえば当然かもしれない。

ただ、このサイズの街の大きさの方が人間が住む上では、快適であるという結論に達するのに、時間は要しなかった。

メルボルンという街に行かれたことがあるだろうか？オーストラリアというと、ケアンズ、エアーズロック、ゴールドコーストそしてオリンピックが開かれたシドニー、少しオーストラリアに慣れた方が行かれる西部のパースが有名でメルボルン



は、それ程日本人の知名度は高くない。ただ街は、よくガーデンシティーと表現される程、緑が多く非常に住みやすい街であり毎年1月に行われるテニスの全豪オープン、3月のF1の豪州グランプリの開催地としては、世界的には有名な土地である。

3年間の体験の中で、主として、仕事及びプライベートを通じて、感じたことを記してみたい。

#### 1. 仕事を通して—外国から見た凋落する日本・変化する日本

私は当時センチュリー監査法人(現新日本監査法人)から同じメンバーファームのKPMGメルボルン事務所に赴任した。私はメルボルン駐在としては6代目なので逆算すると20年以上も前からKPMGでは、日本の公認会計士を現地で受け入れている。メルボルンのメインの産業は、自動車と食品の2つである。オーストラリアでは、製造拠点をもつGM、フォード、トヨタ、三菱がBig 4と呼ばれているが、三菱を除く3社が、メルボルンに本拠地を置いている。

一方、広い温暖な国土を利用して乳製品、ワイン等の食品産業もメルボルンの中心的な産業の一つである。商工会議所に登録している日系企業は100社足らずであるが、約70社の日系企業のクライアントが、KPMGのクライアントであった。

日系企業は、国際展開をするに当り海外において会計事務所と色々な形で関わりをもつ。最たるものが経理業務のアウトソース、申告書の作成といったところだろうが、その他に現地に進出する企業のフィーズビリティースタディー、M&Aの仲介、SAP等のシステム導入、人材の派遣・リクルート等々、そのサービス領域は広い。私は日本の公認会計士として赴任をしたが、実際の作業は日系企業のニーズに対して我々のサービスを如何に適切に提供するかというものであった。アカ

## 社中交歓

ウンタントというよりは、一人のビジネスマンとしての側面が強いといえるかもしれない。常にクライアントの方が悩んでおられたのは「人」の問題が多かった。日本では一部上場の企業でも、現地では中小企業が多いわけで、トヨタ・ホンダ等のビックネームは別として多くの方が現地で苦労されていたのは、今の日本でベンチャー企業が良い人材を求めているのと似ている。私の前の駐在の先輩達は、進出してくる日系企業の情報をいち早くキャッチし、これをバックアップしてきた結果、業務がここまで広がってきたのだが、この風向きの流れは97年の後半から始まった大企業の倒産で変わった。山一、拓銀、東食等、バタバタと大企業が倒産のニュースが海外の我々の耳にも届いてきたが、これを契機として新規投資は激減し、各金融機関、商社は、どんどん合理化対策を行い、拠点の整理統合を一斉に始めた。日本のいわゆる「総合」から「選択・集中」の戦略が波及してきた結果である。ただ、その中でも非常に元気な中小企業が存在するのも事実で、山形県の酒田市から進出しているS社はライススナックというニッチのマーケットで急成長をとげている。また、現地で温泉を掘り当てたC氏と夫人のYさんは、数年後に一大リゾート地を作る計画を着々と進めている。このように日本の大企業がリストラを敢行する中で頑張っている中小企業の姿が印象的であった。

### 2. 家族の絆・様々な出会い

プライベート面での最大の出来事は、次男の誕生である。99年7月12日、病院での出産に立ち会う機会を得た。日本で家内が長男を出産したときは仕事も忙しく出産に立ち会うという発想すらなかったが、現地では、親類がいるわけでもなく、家族で行動することが多く、夫婦・家族の大切さを感じることができた3年間でもあった。

海外駐在の最大メリットは、日本とは異質の国を肌で感じる事が出来るのと同時に、人種・業種・年代をこえて色々な方とお付き合いをするチャンスがあることだと思う。仕事柄、殆どの日系企業の社長・支店長の方々とのお付き合いがあったが、交流の輪を更に広げてくれたのはメルボルン三田会の存在があった。月一回の会合と年2回の早稲田とのゴルフの定期戦を通して、諸先輩と接する機会を得られただけでなく、海外体験談、メルボルン穴場事情等を、随分と教えて頂いた。

この三田会の活動の中で、鳥居塾長が、来豪されて三田会で一席設けたのは、非常に印象的な、思い出として残っている。今でもメルボルン時代の友人と酒を酌み交わす機会があるが、共に過した仲間と話すのは、非常に楽しい。

### 3. これからの公認会計士に期待されること

時代はものすごい速さで変化し、資格を取れば安泰という時代はもはや過去のものとなった。

数年前、誰も今のように、21世紀型の企業として、コーヒーチェーンのスターバックスやユニクロの出現を予言できる人は、いなかったと思う。

メーカーで考えるパソコンの寿命は3ヶ月という時代である。昨年9月11日に起きたアメリカでのテロ事件で世界の風景が、また変化をした。

米国も一國主義ではなく欧州・ロシア・中国に対して支持を求めざるを得ない。国家・国籍というくくりでは、物が語れない時代が加速的に広がっている。既にソニーという会社は株主構成上は「日本」企業とはいえなくなっている。

このような時代に会計という世界共通の価値尺度を学んだ我々の活躍の場は益々広がるし、公認会計士が信念をもって業務に当ることが求められる。是非、塾員・塾生各位は、大きな夢を持ってこの世界に飛び込んでもらいたいと思う。



### 塾出身女性の13年合格迄の努力

—公認会計士監査業務を経験して—

平7商学卒  
(公認会計士) 篠原 あずさ

私は平成13年3月に公認会計士3次試験に合格したのですが、この度、「塾出身女性の13年合格迄の努力—公認会計士監査業務を経験して—」という題名で原稿の依頼を頂きました。



しかし振り返って考えてみても、特にご紹介できるようなことは何もしていませんので、参考になるような原稿が書けるかどうか、自信がないのですが、後輩の塾生達のために、少しでもお役に立てればと思い、執筆させて頂くことにいたしました。

ご存知の通り、公認会計士第2次試験と第3次試験には様々な違いがあります。たとえば、試験科目が違いますし、試験の内容も、より実務的な内容になります。また勉強のやり方という点で言えば、最大の違いは、働きながら勉強しなければならないということだと思います。

合格率を見ると、第2次試験の合格率は約7%位いであるのに対し、第3次試験は50%を超えますから、第2次試験の方がはるかに合格が難しいわけです。

しかし第3次試験も決して簡単なわけではありません。事実、試験問題の内容はかなり難しいものだと思います。

よく「第2次試験は落とすための試験、第3次試験は合格させるための試験」と言われているの

を聞きましたが、私は第2次試験と第3次試験の違いを、以下のように考えます。

第2次試験は誰もが受けることのできる試験であり、公認会計士になるための資質や基礎的の学力等を備えた人を選ぶための試験ですが、第3次試験は、すでに公認会計士として働いている人たちが受けるわけですから、実務経験期間に、公認会計士として必要な知識と経験をきちんと積んでいない人を落とすための試験だと思うのです。

すなわち第3次試験の場合には、特別な勉強が必要なのではなく、日頃の実務の中で、必要な知識と経験をきちんと積んでさえいれば、合格できる試験なのです。

従って、第3次試験のための勉強というのは、日頃の業務で積み重ねてきた知識や経験をきちんと整理することなのだと思います。

そうは言っても、3年間の実務経験期間で経験できることには限りがあり、知らないことも山程ありますので、やはり第3次試験の勉強で新たに学ばなくてはいけないことはたくさんあるのですが、それらも公認会計士として必要最低限、知っていなければならないことばかりなのです。

私は公認会計士第2次試験合格後、監査法人に就職し、主に国内企業の証取、商法監査に従事してきました。

そのため、第3次試験に必要な知識と経験を、仕事を通じて蓄積することができました。

もちろん、仕事をしている時には、なんとか仕事を終わせるのが精一杯で、なかなか知識を整理しながらインプットしていく、ということはありませんでした。

第3次試験の勉強を始めてから感じたことは、入社してから、仕事で無駄なものは何一つなかったんだ、ということでした。

新人の頃にやる仕事というのは、それほど複雑

## 社中交歓

で難しいことはないのですが、それらが監査の全ての基盤になっているのだと思います。

公認会計士になって2, 3年経ち、より難しいことを任せられるようになって、監査の基本的な考え方を備えているのといかないのでは、大きな違いがあり、それは、新人の頃いかに基本的なことを理解して身に付けてきたか、にかかっていると思うのです。

そしてそのような経験は、2, 3年経ってしまった後からでは、なかなか身につけることが難しくなるので、やはりその年次年次で要求されることをきちんと、こなしていかなければならないのだと思います。

そういう意味で、実務をやっていて無駄なことは何もないのです。

また机の上だけで覚えたことというのは、すぐに忘れてしまいますが、実務で覚えたことというのはなかなか忘れないで、いかに実務を通じて勉強するかが、第3次試験に向けた一番大事なことだと思います。

そのため、どのような実務経験を積んできたかが、第3次試験の勉強を始める段階で、かなりの差になって現れてきてしまうのです。

私の場合にも、実務を通じてたくさんの経験を積むことができたのですが、与えられたことだけをやるのではなく、もっと積極的に色々な仕事に取組めばよかった、と後で後悔しました。

しかし、監査法人に勤め、日頃監査業務に従事しているだけで、第3次試験に必要な知識や経験が当然に積まれるわけではありません。

やはりそれにはいつも意識的に業務に取組む必要があると思います。

すなわち、上の人から言われたことや、前年度の調書と同じことを盲目的に行うのではなく、なぜそれが必要なのか、どんな規定に基づいた処理

なのか、などということを理解しながら行う必要があるのだと思います。

意識しないで、やったことは、すぐに忘れてしまうので、身につかないからです。

とはいっても私自身、それほど意識的に仕事をするのが、できたわけではなく、もっとこまめに小六法を読んでいけばよかったと思うことが度々ありました。

第3次試験は仕事をしながらの勉強となるため、時間のやりくりを上手にしていかなければいけません。勉強のための時間を取ることができない場合も多いので、やはり仕事の中で覚えていくように心がけることが大切です。

第3次試験に合格したといっても、まだまだ知らないことがたくさんあり、これからもずっと勉強し続けなくてはなりません。

会計の世界は今劇的な変換期を迎えているところであり、ちょっと油断をするとすぐに分からなくなってしまう。

また第3次試験が終わり、これから自分の将来の方向性を考えなければならない、とも思っています。

今までは監査で基礎的な知識を身に付けてきました。これからは自分が将来公認会計士としてどんな方向に進んで行きたいのかを考え、それに必要なより専門的な知識を身に付けることが必要になってくると思います。

公認会計士といっても、その中には多くの専門分野があり、多くの選択肢が用意されています。これからじっくり時間をかけて将来の方向性を決めていきたいと思っています。

以上、あたりまえのことばかりを書いたのですが、参考にしていただけるか自信がありませんが、これから第3次試験を迎える後輩の皆様は何らかのお役立ていただけたら嬉しいのです。

注・筆者は、朝日監査法人所属。

### 2次試験合格から今日を顧みて

—公認会計士夫妻の監査法人勤務—

平2文・平5法律卒 田久保 敦子  
(公認会計士)

私の経歴は、「平成2年文学部文学科卒」そして、「平成5年法学部法律学科卒・学士入学のため」になります。

ちょうど3年前は、一人目の子供を産んで育児休暇中に入っており、当時は仕事の一線を退いて久しかった。今は2人目を出産、育児休暇中です。一人目を保育園に預けて仕事復帰したが、育児と仕事の両立は仲々大変だと思っています。退職を検討していたところへ2人目ができ、今は育児に追われる専業主婦。今日、だれの援助もなしで2人の子供を抱え、責任ある仕事など出来ないことがわかっているので、退職を決心しつつある今日この頃であります。今日、第2次試験に合格してからお世話になった多くの方々に、お礼と感謝を申し上げたく、また、塾出身の公認会計士を目指す女性・塾生の方々への安心材料にでもしてもらえればと思い、寄稿させていただくことにしました。

主題「塾出身女性の公認会計士の底力」副題「公認会計士夫妻での法人勤務像」ということで依頼を受けた。主題に関しては、多くの塾出身の公認会計士の方々男女を問わず活躍されている現状を見れば、私が、改めて言及することもないので第2次試験に合格してから現在に至るまでに感じたこと、思ったことを、筆のむくままに、書いてみることに致します。

「女性は駄目だ。結婚だ出産だといってすぐ辞める。仕事人としての価値は男性の3分の1だ」と実家で商売をしている父がよく言っていた。だったら資格でもとれば少なくとも男性と同等で働け

るかなと思ひ資格をとろうと思った。結婚しても子供ができて資格があれば仕事を続けられるだろうと思ひ資格を目指した理由の一つだ。

第2次試験に合格して形式的には男性と同じラインにたったものの、私を感じたことは「やはり女性は駄目だ」ということだった。誤解を招くといけないのだが、全ての女性が駄目だというのはない。むしろ私以外の法人の女性の公認会計士の方々は女性ということすら感じさせないくらいバリバリに働いていて優秀な方ばかりだった。なぜ自分はこんなに駄目なんだろうと何度も挫折を繰り返し、何度も辞めようと考えた。体力的にも格差がある上、女性は概して感情的な動物である。男性と同等に働くには体力をカバーするほどの忍耐力と持続力、冷静な判断力を人並み以上に要求される。多くの女性は、それに気がつかないで、何かにつけて、感情的に男尊女卑だ、男女差別だ、と言っているのかもしれない。

せめて人に迷惑をかけないように働くことをモットーにどうにか首の皮一枚つながっていた状態だったが、一人目を産んだ後、復帰してつくづく感じた。両親や親戚の援助なしに小さい子供を抱えて仕事をする、毎日の保育園の送迎や食事で自分の体力を奪われ、残業や出張が、できないばかりか保育園の行事や予防接種、急な発熱などで職場に迷惑をかけてばかりだ。職場の周囲の方々に、申し訳ないどばかり感じていた。

入所から今日に至るまで私に働く場所を与えてくれた周囲の方々と法人に心より感謝している。

2人目を産んだ今、周囲に迷惑をかけずに仕事することは不可能だと思ひ、自分はいったいどうすればいいのか今だ答えは出ない。「でも、スーパーのレジよりましでしょう」といって励ましてくれる公認会計士仲間がいた。そうかもしれない。遠い将来何かの形で又仕事できる可能性が残って

## 社中交歓

いることはやはり女性にとっての資格の大きな意味なのかもしれない。①結婚しないで仕事している人、②子供はいないけれど結婚している人、③子供が育て終わってから資格をとって働き始めた保育園の会計士ママ、④子供を産んで復帰して頑張っている女性会計士、⑤結婚や出産で公認会計士を辞めてしまった公認会計士友達…、私の周囲でも、本当に生き方は、様々だ。何もないより、生き方の選択肢が広がることは、やはり資格をとっても無駄にはならない、ということなのだろう。

副題「公認会計士夫婦での法人勤務像」について述べるなら、夫婦で公認会計士とか夫婦で法人勤務というのは最近では別に珍しいことではないということだ。第2次試験合格者の女性割合が2割に達する今、女性会計士の法人選びの基準は、男女差別がないかという一昔前の基準から、就学前の子供がいる場合に、時短を要求する権利が、就業規則であるか、1年の育児休暇が過ぎても保育園に入れるまで休職できるか、などのまさに21世紀の基準に移っているようだ。

私は夫婦で働いている女性以上に妻が法人にいる夫の方が苦労が多いと思う。男性顔負けのばりばりのキャリアウーマンから結婚や出産など男性より変化の激しく、とかく感情的になりやすい女性的な女性まで様々な女性に、とにかく理解を示さなければならないからだ。

妻は家で家事や育児をやっている方がいい、という保守的な男性とも一緒に仕事することがあるなかで、「働く女性」に対して常に理解し味方ではないなければならないのは、時にはとても辛いはずだ。

夫は不平や愚痴を言わない人だが、そのことで損をしたり嫌な思いをしたことも少なからずあるはずだ。

毎日夜遅くまで働き週末を子供と過ごすために徹夜で働いて帰ってくる夫に、申し訳なく思い、

自戒の念に捕われることが何度もあった。仕事の不平不満を言わないだけでなく、2人の子供にとって本当によい父親であり、私にとってよい夫である。子供がいない時も、1人目を生んで復帰した後も、夫の助けがなかったら、私は間違いなく仕事を続けていなかったはずだ。本当に夫には感謝し、尊敬している。

公認会計士という枠にとらわれずに言えば、りっぱな仕事人、社会人は多くいるかもしれないが、同時によき父親、よき夫でいられる人はどれだけいるだろうか？核家族化が進む中、ますます父親の役割は大きくなっている。公認会計士という職業が女性だけではなく、男性にとっても育児と両立できる業界になり多くの公認会計士夫婦が大法人で働ける日が来るといい。そうなっていかないと、法人で働く女性会計士の人数は頭打ちだろう。

公認会計士以外の夫を持つ女性会計士もここ5、6年で私の周囲に本当に多くなったと感じる。女性比率が増えればあたり前のことだが、実生活は夫婦で法人勤務より大変だと思う。公認会計士以外の職業についている男性が妻のために公認会計士という職業を理解していかなければならないのだ。世間一般ではあまり知られていない職業だけに、公認会計士以外の男性にも理解を求めていくことは、21世紀の女性会計士の課題かもしれない。

原稿を書かせていただきながら第2次試験合格の頃を思い出し、又、月日の流れを感じた。

本当に多くの人々に支えられ、甘えながらやってきたことを痛感し、感謝の気持ちでいっぱいだ。

忙しい育児の中で時間が掛かるかもしれないが、何か私なりに出来ることを探して、無理なく生きていきたいと思う。

慶應義塾と公認会計士三田会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

注・筆者は、中央青山監査法人勤務。

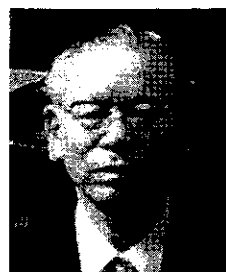
# 通算30年間・士補合格首位堅持

—1970～2001年迄の32年の間で—

## I 公認会計士・会計士補の全国版の現状

### (1)公認会計士・有資格者 (13.10.31現在)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
①三次試験	14,414	1,032	13,382
②特別試験	1,042	729	313
③特別試験	1,204	763	441
合計	16,660	2,524	14,136



昭22経済卒 西野 清  
(公認会計士)

### (2)会計士補・有資格者数 (13.10.31現在)

①第二次試験合格者総数	19,334
②第二次→第三次合格者外	14,480
③第二次試験合格者現在数	4,854

### (3)日本公認会計士協会・登録者数 (13.10.31現在)

①公認会計士・有資格者数	16,660
死去・未登録者数等 (-)	2,894
公認会計士・登録者現在数	13,766
②会計士補・有資格者現在数	4,854
死去・未登録者数等 (-)	469
会計士補欠・登録者現在数	4,385
(内)協会入会・準備会員	4,125
③監査法人・現在登録者数	148
監査法人・公認会計士数	6,721
監査法人・会計士補数	3,216

## II 慶大出身者数・増加推移の現状

### (1)慶大出身・協会会員・準会員内訳表 (13.10.31現在)

資格別	全国数	慶應義塾 出身者数	%
①公認会計士 会員数	13,766	1,925	14.0
②会計士補 準会員数	4,125	644	15.6
合計	17,891	2,569	14.4

### (2) 慶大出身者数増加の新記録樹立の続行

①平成13年度において、公認会計士は別表の如く新たに116名（昨年は110名）が登録。また会計士補は新たに155名（昨年136名）が合格。

②公認会計士登録の総累計は2,055名に達し、会計士補の合格数の659名を加算すると、両者の登録合格者数は2,714名で、2,700名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士130名、会計士補15名。

上記にて現在の公認会計士は1,925名。会計士補644名。合計で2,569名が合格されている。

③平成13年度の第二次試験合格者数は155名（P32別表明細）。本会報のP31の表記載のごとく、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の都内有名大学を抑え、その増加数は引き続いて、1975年以来、連続27年間・首位の王座を樹立できた。

④平成元年よりは、13年間連続・三桁の合格数を超える新記録を樹立したこととなる。

⑤商学部会計研究室「会計人への道」による「会計人コース」, 91.12の資料を集計すると、出身学校別数は慶大が、1970年以来、通算30年間・首位の王座を独占し続けたことが証明されている。

⑥平成7年度合格者数が、大学卒別で早大と同数となったが、12年に続き、13年度も、首位の王座を樹立できたので、連続27年間・首位の記録となった。この記録の流れを、2002年へと、是非共引続き、引き継いでゆく努力が必要である。

公認会計士三田会は、第二次試験受験志向の塾生の環境造りに努力するが、同時に、関係者各位よりの、更なるご協力を切望しています。

Ⅲ 慶大出身者数・(公認会計士・会計士補登録者・年次別) 合格一覧内訳表

公認会計士三田会調べ

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比
52 / 8 / 31	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53 / 12 / 31	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54 / 9 / 30	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55 / 6 / 30	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56 / 10 / 31	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57 / 10 / 31	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58 / 10 / 31	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59 / 10 / 31	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60 / 10 / 31	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61 / 10 / 31	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62 / 10 / 31	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63 / 10 / 31	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1 / 10 / 31	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%
2 / 10 / 31	895	8,815	10.2%	385	2,170	17.7%	1,280	10,985	11.7%
3 / 10 / 31	973	9,151	10.6%	416	2,535	16.4%	1,389	11,686	11.9%
4 / 10 / 31	1,028	9,419	10.9%	470	2,807	16.7%	1,498	12,226	12.3%
5 / 10 / 31	1,127	9,860	11.4%	485	2,968	16.4%	1,612	12,828	12.6%
6 / 10 / 31	1,214	10,329	11.8%	513	3,104	16.6%	1,727	13,433	12.9%
7 / 10 / 31	1,300	10,817	12.0%	550	3,173	17.3%	1,850	13,990	13.2%
8 / 10 / 31	1,394	11,205	12.5%	571	3,376	17.0%	1,965	14,581	13.5%
9 / 10 / 31	1,489	11,749	12.7%	588	3,319	17.7%	2,077	15,212	13.7%
10 / 10 / 31	1,609	12,276	13.1%	669	3,486	19.2%	2,278	15,722	14.5%
11 / 10 / 31	1,719	12,729	13.5%	601	3,693	16.3%	2,320	16,422	14.1%
12 / 10 / 31	1,825	13,241	13.8%	627	3,831	16.4%	2,452	17,072	14.4%
13 / 10 / 31	1,925	13,766	14.0%	644	4,125	15.6%	2,569	17,891	14.4%

(注) ●全国大学卒別の記録集計において、慶大は、●連続首位27年間・通算首位30年間の新記録を樹立●  
●平成年度において13年間連続・三桁数合格を達成●

Ⅳ 慶大出身者数・公認会計士・登録順一覧内訳表

(平成13年10月31日現在・公認会計士三田会調べ)

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1~2000	51	30	21	7001~8000	142	7	474	13001~14000	148	9	1425
2001~3000	38	15	44	8001~9000	154	6	622	14001~15000	202	2	1625
3001~4000	20	8	56	9001~10000	167	3	786	15001~16000	179	2	1802
4001~5000	63	10	109	10001~11000	161	9	938	16001~16032	123	0	1925
5001~6000	115	10	214	11001~12000	191	8	1121				
6001~7000	132	7	339	12001~13000	169	4	1286	登録総数	2055	130	1925

(注) 当期間の登録抹消者は次の13名 (①死亡6名・②業務廃止7名)

石原 康英	1773②(31経)	増子忠四郎	4184①(27法)	岩崎 彰	5958①(44商)	山田 正嘉	6233①(45経)
風間 徹	6440①(46商)	鷹丸 昭	6534①(39経)	手塚 利彦	7189①(44商)	柴野武四郎	8516②(43経)
佐藤 真奈	10687②(62経)	福島 純代	13100②(3経)	山田 千尋	13585②(8経)	酒井美智子	15917②(7経)
吉澤 一子	15974②(7経)						

V 慶大出身・会計士補合格数・通算30年間、連続27年間・首位記録一覧表 (大学別・補習所入所等)  
 ●慶大平成年度・13年間連続・三桁数合格達成● (関東地区大学のみ集計) 公認会計士三田会調べ

年次/都内順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注)
① 昭和45年度 (1970)	慶大 39	中大 29	早大 26	東大 12	一橋 9	明大 9	神大 (8)	同大 (8)	横大 7	関大 (4)	左の外・上位十位……●⑤同志社大43・⑧京大24・⑨神戸大24・⑩関西学院大22 平成十三年度実績……●第二次受験者数一、〇七三名●合格者数九六一名●合格率七・四% (平成十三年一〇月三十一日現在)
② 昭和46年度 (1971)	中大 51	早大 38	慶大 28	明大 22	横大 14	東大 8	神大 (8)	同大 (7)	京大 (5)	阪市大 (4)	
③ 昭和47年度 (1972)	慶大 48	中大 47	早大 32	明大 17	東大 13	神大 (11)	京大 (10)	一橋 9	横大 6	同大 (5)	
④ 昭和48年度 (1973)	慶大 42	早大 30	明大 18	中大 16	一橋 11	東大 9	日大 8	法大 5	横大 2	立大 1	
⑤ 昭和49年度 (1974)	中大 65	慶大 61	早大 42	明大 25	東大 10	一橋 8	横大 8	法大 7	立大 5	-	
⑥ 昭和50年度 (1975)	慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	-	-	
⑦ 昭和51年度 (1976)	慶大 50	早大 44	中大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横大 6	立大 6	東大 5	
⑧ 昭和52年度 (1977)	慶大 45	早大 44	明大 30	中大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横大 5	
⑨ 昭和53年度 (1978)	慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横大 5	立大 3	日大 2	
⑩ 昭和54年度 (1979)	慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横大 5	立大 5	日大 5	
⑪ 昭和55年度 (1980)	慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横大 8	法大 5	東大 3	立大 8	-	
⑫ 昭和56年度 (1981)	慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横大 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2	
⑬ 昭和57年度 (1982)	慶大 26	早大 18	明大 16	横大 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1	
⑭ 昭和58年度 (1983)	慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横大 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2	
⑮ 昭和59年度 (1984)	慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横大 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3	
⑯ 昭和60年度 (1985)	慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法大 12	横大 10	日大 9	東大 9	立大 2	
⑰ 昭和61年度 (1986)	慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横大 12	東大 14	法大 13	日大 14	立大 4	
⑱ 昭和62年度 (1987)	慶大 68	早大 49	中大 36	明大 27	一橋 15	横大 15	東大 13	法大 13	日大 7	立大 5	
⑲ 昭和63年度 (1988)	慶大 68	早大 45	中大 38	明大 23	一橋 18	東大 13	法大 13	横大 10	日大 6	立大 2	
⑳ 平成1年度 (1989)	慶大 108	早大 67	中大 35	明大 35	東大 26	一橋 18	法大 12	立大 12	日大 11	横大 9	
㉑ 平成2年度 (1990)	慶大 111	早大 78	中大 46	明大 36	一橋 24	東大 21	横大 18	法大 15	立大 9	日大 8	
㉒ 平成3年度 (1991)	慶大 108	早大 101	中大 50	明大 45	一橋 32	東大 28	横大 14	法大 10	日大 8	立大 11	
㉓ 平成4年度 (1992)	慶大 126	早大 110	一橋 46	中大 41	東大 40	明大 36	法大 24	横大 19	立大 14	日大 5	
㉔ 平成5年度 (1993)	慶大 109	早大 98	中大 46	明大 45	一橋 36	明大 32	法大 13	横大 19	立大 8	日大 15	
㉕ 平成6年度 (1994)	慶大 140	早大 102	東大 57	一橋 37	中大 29	明大 27	横大 19	法大 14	立大 10	日大 4	
㉖ 平成7年度 (1995)	慶大 134	早大 134	中大 41	東大 39	一橋 27	明大 22	横大 15	法大 11	日大 8	立大 8	
㉗ 平成8年度 (1996)	慶大 115	早大 95	中大 39	一橋 38	明大 34	明大 23	横大 22	法大 14	日大 11	立大 4	
㉘ 平成9年度 (1997)	慶大 115	早大 85	中大 38	明大 33	一橋 26	東大 24	横大 19	法大 14	立大 12	日大 8	
㉙ 平成10年度 (1998)	慶大 119	早大 97	中大 34	東大 29	明大 28	一橋 21	横大 14	法大 13	日大 12	立大 9	
㉚ 平成11年度 (1999)	慶大 133	早大 88	中大 47	東大 47	一橋 35	明大 27	法大 23	横大 21	日大 12	立大 11	
㉛ 平成12年度 (2000)	慶大 136	早大 90	中大 60	東大 50	一橋 35	明大 35	法大 23	立大 18	横大 16	日大 13	
㉜ 平成13年度 (2001)	慶大 155	早大 134	東大 68	中大 59	一橋 47	明大 42	横大 22	日大 13	法大 11	立大 11	
(計)	慶大 2,517	早大 2,020	中大 1,272	明大 853	東大 672	一橋 642	横大 398	法大 314	日大 212	立大 198	

(注)上記の(計)は昭和42年度実績数よりの累計数。

○平成13年公認会計士2次試験合格・補修所入所等・慶大出身155名一覧表○

(連続27年・通算30年間・大学別合格数・慶大首位記録達成) 公認会計士三田会調べ

(平成13年度・願書提出者12,073名・合格者961名・合格率7.4%・女性合格者173名)

○大学別順位=①慶大155 ②早大134 ③東大68 ④中大59 ⑤一橋47 ⑥同大43 ⑦明大42 ⑧京都29 ⑨神戸24  
 ◎関西22 ◎横浜国大22 (注・日大13・法政11・立教11) 平成13/10/22現在

○法人別計 140名(中央57名・トーマツ32名・新日本26名・朝日12名・プライス8名・三優他5名)

氏名			氏名			氏名			◎在学生合格34名◎		
氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年
1 田甫 吉識	日 1法	40 荒川 和也	中 9経	79 萩巢 裕俊	中 12商	18 森 勇憲	中 13商	22 山田 秀樹	ト 14総在		
●志賀 恭子	中 3経	41 石川 慶	ト 9経	80 中村 方昭	中 12商	19 河合 哲史	中 13商	23 杉本 晃司	中 14経在		
3 佐野 正智	中 5法	●渡邊 智子	中 9商	81 説田真二郎	中 12経	20 藤井健一郎	ブ 13経	●栗本 志保	中 14経在		
4 伊豆川裕之	中 5工	43 田中 教一	朝 9商	●柴田麻美子	中 12経	21 小笠原 隆	東 13商	25 川口祐一郎	中 14経在		
5 吉田 貴史	6商	44 川邊 慶敬	中 10法	83 内山 直哉	プ 12経	22 山田 秀樹	ト 14総在	●西村 祥子	中 14経在		
6 有園 智秀	中 6工	45 新川純一郎	中 10商	84 冨田 健	日 12工	23 杉本 晃司	中 14経在	27 松平 剛	中 14商在		
7 町田 英之	6総	46 山口健一郎	中 10経	85 竹中 豪	ト 12経	●栗本 志保	中 14経在	28 森 良介	中 14総在		
8 平野 留亥	6経	●北見 小巻	中 10商	86 宮岡 秀峰	ト 12商	25 川口祐一郎	中 14経在	29 脇野 守	日 14法在		
9 小菅 文晴	朝 7経	●東小園真理	ト 10総	87 落合 誉	日 12商	●西村 祥子	中 14経在	31 成戸雄一郎	朝 14経在		
10 鈴木 孝典	日 7商	49 原口 秀臣	ト 10商	88 石崎 圭介	ト 12経	27 松平 剛	中 14商在	32 岡本 恵	ト 14経在		
11 飯田 亮也	中 7経	●助川 知美	ト 10法	89 細野 祐介	中 12経	28 森 良介	中 14総在	●市村 麻美	中 14経在		
12 小林 仁	ト 7商	51 鈴木 康弘	中 10商	●渡邊悠紀子	プ 12経	29 脇野 守	日 14法在	35 松本 亨	中 14商在		
13 中山 哲弥	7文	52 塩川 貴則	中 10経	91 大塚 晃	朝 12経	●大塚素乃子	中 14経在	36 浅野 寛之	ト 14環在		
14 喜田 益夫	中 7商	53 中川 智明	中 10商	92 濱島 安志	日 12経	31 成戸雄一郎	朝 14経在	37 浅見 英生	ト 14経在		
15 大福 学	中 7経	●中村 真美	ト 10商	●水野 智佳	日 12経	32 岡本 恵	ト 14経在	●大蔵さいら	ト 14経在		
16 綾部 直明	朝 7商	●足立 順子	中 10商	94 石田 智久	中 12商	33 松田 鉄平	ト 14工在	39 八木 正憲	中 14経在		
17 古賀 智彦	プ 9経	56 宇賀田伸彦	中 10商	95 桜井 敬	中 12経	●市村 麻美	中 14経在	●船戸 麻衣	日 14環在		
18 栗山 博行	日 8商	57 増田 政臣	ト 10経	96 岸 賢一郎	ト 12商	35 松本 亨	中 14商在	●木村麻里佳	日 14経在		
19 高橋 三和	ト 8法	58 田中順一郎	ト 10商	97 田代 学	朝 12商	36 浅野 寛之	ト 14環在	42 岡田 育大	中 14経在		
20 三枝 和臣	中 8商	59 竹澤 荘志	10商	●保坂 美里	中 12法	37 浅見 英生	ト 14経在	43 伊藤 亮	ト 14商在		
21 小松 義尊	日 8商	60 寺嶋 秀夫	ト 10経	99 細名 洋平	ト 12商	●大蔵さいら	ト 14経在	44 橋本 卓也	14法在		
22 藤野 竜男	ト 8経	61 長田 慶洋	日 10経	00 前山 貴弘	プ 13経	39 八木 正憲	中 14経在	45 石井 裕真	中 14法在		
23 安部 浩司	中 8商	●坂本 奈穂	日 10法	●後藤 智子	ト 13商	●船戸 麻衣	日 14環在	46 熊田 崇史	中 14経在		
24 森岡 宏之	朝 8経	63 松本 哲也	ト 10経	02 柴田 大輔	プ 13商	●木村麻里佳	日 14経在	47 木村 純	15環在		
25 山田 栄治	中 8経	64 芳木 亮介	ト 10商	03 原田恵一郎	中 13商	●鳥丸登紀子	15経在	49 柴田 邦弘	15商在		
26 村越 俊介	日 8商	65 堤 淳	日 10経	●鈴木 智絵	中 13商	42 岡田 育大	中 14経在	50 細川 泰彦	15経在		
27 藤井 敏央	日 8商	●稲垣 浩子	中 10総	05 真鍋憲太郎	日 13総	43 伊藤 亮	ト 14商在	●鳥丸登紀子	15経在		
28 内田 彰彦	ト 8法	67 新井 伸征	中 10法	06 田中 一弘	中 13経	44 橋本 卓也	14法在	52 伊藤 憲史	15商在		
29 有村 大介	日 8商	68 城市 武志	ダ 11商	07 長尾 充洋	日 13経	45 石井 裕真	中 14法在	53 芳川 昌大	15経在		
30 飯田 一紀	中 8環	69 早川 貴範	日 11経	08 高島 裕介	朝 13経	46 熊田 崇史	中 14経在	54 舟本 孝史	15経在		
31 米田 尚史	朝 8経	70 佐藤 大輔	中 11経	09 笠島 健二	朝 13商	47 木村 純	15環在	55 森島 久士	15商在		
●隅坂 りか	ト 9商	71 古山 幸司	優 11経	10 佐藤 孝	中 13商	●滑川 絢子	中 15経在				
33 田中 英司	中 9工	72 田谷 一成	中 11経	11 山田 大介	日 13商	49 柴田 邦弘	15商在				
34 鶴見 将史	ト 9経	73 武井 元	朝 11経	12 古賀 崇文	中 13商	50 細川 泰彦	15経在				
35 藤崎 泰雄	中 9総	74 鶴見 和博	ト 11商	13 小林 秀平	プ 13商	●鳥丸登紀子	15経在				
36 橋本健太郎	プ 9商	●香月まゆか	日 11商	14 新田 将貴	中 13経	52 伊藤 憲史	15商在				
37 石坂 武嗣	日 9法	76 下川 高史	中 11総	15 小野寺仁寿	ト 13商	53 芳川 昌大	15経在				
39 小澤 崇秀	ト 9商	●神宮寺真弓	ト 11経	16 清水 一郎	13商	54 舟本 孝史	15経在				
39 三根 大介	日 9経	78 三野 元良	中 11商	17 池井 俊博	中 13商	55 森島 久士	15商在				
小計	39名	小計	39名	小計	39名	●印女性合格計27名●			慶大出身総計 155名		





## 義塾の近況について

—平成13年から—

### 慶應義塾・塾員センター

#### ●安西祐一郎教授を慶應義塾長に選出

任期満了に従い平成13年4月27日に開催された評議員会において安西祐一郎教授（理工学部長／当時）が塾長に選出された。安西教授は昭和44年工学部卒の54歳、カーネギーメロン大学客員助教授、北海道大学文学部行動科学科助教授等を経て昭和63年より理工学部電気工学科教授に就任、平成5年からは理工学部長・大学院理工学研究科委員長を務めていました。専攻は情報科学・認知科学で、人間の思考・学習・記憶などの情報処理過程を情報科学の方法論によって解明する研究分野の先駆者として、意欲的に研究に取り組んでいます。

#### ●旧制四学校・記念碑の除幕式の実施

平成13年4月14日三田キャンパス内の福澤公園にて旧制四学校記念碑除幕式が行われました。

この記念碑は第二次世界大戦前後の諸般の事情により閉校のやむなきに至った商業学校、商工学校・工業学校、高等部の功績を称え、その名を永く留めるために建立されたものです。碑には気品の泉源、智徳の模範などの文言と共に上記四学校の名と存続期間などが碑文として刻まれている。

出席者の中には評議員で商業学校・高等部の卒業生でもある石川忠雄前塾長の姿もありました。

#### ●福澤諭吉没後100年記念展の開催

平成13年1月29日より銀座和光ホールにて展覧会『世紀をつらぬく福澤諭吉—没後100年記念』が開催され、最終日には天皇・皇后両陛下が展示会場を訪れ熱心に展示物を見て回られました。

この展覧会は大阪・阪急百貨店でも開催され、7日間で13,106人の入場者があり盛況でした。

●6月・平成13年4月にスタートした卒業生向けのインターネットサービス、「慶應オンライン」への登録利用者数が3万名を突破しました。

●4月・第87代内閣総理大臣に小泉純一郎（昭42経済卒）氏が4月26日に就任し、同日夕刻には新内閣が発足。閣僚として

- ①、財務大臣・塩川正十郎（昭19経済卒）、
- ②、経済産業大臣・平沼赳夫（昭37法）、
- ③、行政改革担当大臣・石原伸晃（昭56文）、
- ④、経済財政・IT担当大臣・竹中平蔵（総合政策学部教授）

以上、4名が任命されている。

●4月・平成13年度より開設された看護医療学部で、4月4日、新入生を対象としたガイダンスが開かれた。男子学生約20名を含む新入生100名はこの日、看護医療ならではの実習設備を備えた真新しい校舎に初めて入りました。湘南藤沢キャンパスに位置する看護医療学部は一部の科目が総合政策学部・環境情報学部との併設になっており、両学部との交流も活発になりそうです。

●10月・10月14日、日吉キャンパスにて、毎年恒例の塾員の集い「慶應連合三田会大会」が開催されました。「独立自尊・新世紀」をスローガンに掲げた今大会は、福澤諭吉先生没後100年の年であり、21世紀最初という記念すべき大会となりました。今回初めての試みでインターネットによるライブ中継も行われ、来場できない方にも、当日の臨場感が味わえる機会が提供されました。

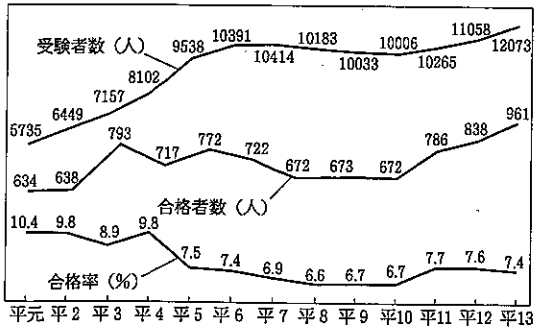
秋晴れ好天に恵まれ、1万9千人が訪れた会場は義塾社中の熱気に溢れていました。

●11月・第6回慶應医学部賞授賞式が11月29日に医学部北里講堂で行われました。

式は安西塾長から受賞者トニー・ハンター博士（米国ソーク生物学研究所教授）および竹市雅俊博士（京都大学大学院生命科学研究科教授）に対し賞状・メダル・賞金2千万円が授与されました。

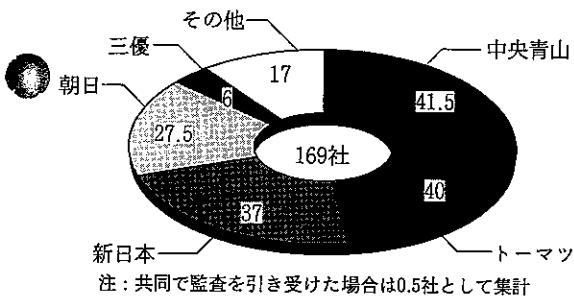
続いて、岸田文雄文部科学副大臣・駐日英国大使館マイケル参事官・駐日米国大使館ケビン公使・から祝辞が、披露された後、受賞者による記念講演会が行われ、来賓・教職員ほか、多数が聴講しました。

●公認会計士第2次試験・年度別・合格者数●



注：平成13年度の女性合格者は173人（全体の2割弱を占めた）。

●2001年のIPO監査法人シェア●



●2001年の新規上場企業監査シェアは中央青山監査法人が、二十五％。初の首位実績●

2001年に東京証券取引所や新興企業向け三市場などに株式を新規上場（IPO）した企業の監査法人別契約は、中央青山監査法人が二十五％のシェアを獲得、2000年4月の合併後初めて首位になったことが、日本経済新聞社の調べでわかった。

2000年首位の監査法人トーマツは二十四％で、きん差の二位。新日本監査法人は野村総研など、大型銘柄の契約を多く獲得したが、社数のシェアは二十二％で、前年の2位から3位になった。

●由伸はニコニコ・松井ら上回る最速ペース●

巨人高橋由伸外野手（26）が8000万アップの、年俸2億円で契約更改した。プロ入り5年目で2億円の大台到達は松井、イチローの6年目を上回る最速のペースとなった。（読売情報）

●新宮のお名前「敬宮（としのみや）愛子」●

12月1日に誕生した皇太子ご夫妻のお子さまの「命名の儀」が7日東宮御所で行われ、お名前は「愛子」、称号は「敬宮」と決まった。雅子さまと愛子さまは8日に退院された。

●163特殊・認可法人の整理合理化計画を決定●

政府は12月18日特殊法人等改革推進本部と行政、改革推進本部の合同会議を開き、整理合理化計画を決定。廃止が日本育英会など17法人・民営化が日本道路公団など45法人で、19日に閣議決定した。

●国内10大ニュース他、関連情報の総括・資料●

①雅子さま、女兒をご出産②「えひめ丸」が米原潜に衝突され沈没③小泉内閣が発足④国内最初の「狂牛病」感染牛⑤大阪・付属池田小で児童殺傷⑥イチローが大リーグでMVP⑦歌舞伎町ビルの火災で44人死亡⑧巨人軍の長嶋監督が勇退⑨野依博士にノーベル化学賞⑩機密費流用で元室長逮捕⑪テロ特措法成立、自衛艦派遣⑫歩道橋事故で11人死亡⑬高橋尚子選手が世界最高⑭ハンセン病訴訟控訴断念⑮新大久保駅で転落死亡事故⑯失業率5.4％、最悪更新⑰参院選で自民が大勝⑱田中外相、外務官僚と対立⑲「1府12省庁」始動⑳小泉首相が靖国参拝㉑「ねっ造」遺跡は42か所㉒一家4人殺害、捜査難航㉓「構造改革」が本格化㉔児童虐待相次ぐ㉕ヤクルト日本一㉖空前のITリストラ㉗歴史教科書で中国、韓国が修正要求㉘平均株価1万円割れ㉙「H2A」打ち上げ成功㉚記録的猛暑で死者。（13,12,21 読売情報）

●海外10大ニュース他、関連情報の総括・資料●

①米国で同時テロ②ブッシュ米大統領が就任③米国で炭素菌の被害広がる④2008年五輪の北京開催決定⑤タリバンが大仏破壊⑥国連とアナン事務総長にノーベル平和賞⑦ネパール王宮で銃撃事件⑧ウッズがメジャー4連勝⑨史上初の宇宙観光旅行⑩ボンズが本塁打新記録⑪世界経済が19年ぶりの低成長⑫イスラエルの観光相暗殺、中東情勢急速に悪化⑬京都議定書で最終合意⑭ニューヨークで旅客機墜落⑮中台のWTO加盟承認⑯「ミール」が落下⑰米中軍用機が空中接触⑱金正日総書記が訪露⑲ローマ法王がモスク初訪問⑳オランダが安楽死合法化㉑フジモリ元大統領を起訴㉒APEC首脳会議反テロ声明採択㉓ユーゴ前大統領を逮捕㉔北朝鮮がミサイル実験を凍結㉕英総選挙で労働党が圧勝㉖メガワテイ大統領が就任㉗サミットでデモ隊に死者㉘東ティモールで制憲議会選挙㉙イスラエル首相にシャロン氏㉚パキスタン軍政トップが大統領（13,12,22 読売情報）

公認会計士三田会会報第26号(平成14年1月29日)

発行所 〒194-0032 東京都町田市本町田3450-161

公認会計士西野清事務所気付

TEL 042-722-8821

FAX 042-722-6651

公認会計士三田会

編集発行人

西野清

昭和53年1月1日創刊(毎年1回1月刊行)

振込口座・三井住友銀行霞が関支店

(普通) 639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会・会員となられるよう左記迄に、入会申込みを願います。(FAXにて)